静岡市住生活基本計画

~豊かさを創り合う住生活の実現にむけて~





2023 (令和5) 年3月

静岡市

静岡市住生活基本計画

2023(令和5)年度~2032(令和14)年度

あなたは今、この静岡市でどんな「**住まい方**」をしていらっしゃいますか? 「**住まい方**」とは、暮らし方のなかでも、「**住生活**」に焦点を当てた言葉です。 そして、「**住生活**」とは、「**住まい**で営まれる生活のこと」を言います。

この計画は市民の皆さん、事業者の皆さん、そして行政のみんなで豊かな静岡市を作っていくために、 「**住生活**」について基本的な方針を示すための計画です。

静岡市には、住まい方を豊かにする良いところがたくさんあります。

夏は暑すぎず冬は寒すぎない、温暖な気候に恵まれています。

静岡市は年間を通して温暖な気候であり、

特に市内は冬でも暖かく、雪はほとんど降りません。

夏になると駿河湾からの海風が吹くため、

涼しく暮らすことができます。

冬と夏の温度差も小さく、

1年を通して快適に暮らすことができます。

| _ | | | |
|---|-----|--|--------------------------|
| | | 気 温 | 日照時間 |
| | 静岡市 | 最高: 36.7 ℃ 最低: -2.6 ℃ ⇒気温差 39.3 ℃ | 2,239.7 _{時間} |
| | 東京 | 最高: 37.0 ℃ 最低: -3.5 ℃ ⇒気温差 40.5℃ | 2,028.9 時間 |

※2022 (令和4) 年の数値

車がなくても生活できる、コンパクトなまちが形成されています。

静岡市は周辺の地域も含めた中心的な都市であり、 さらに県庁所在地でもあるからこそ、

日常生活を送るために必要な施設が集まっています。

コンパクトなまちが形成されているため、

車を使わなくても快適な暮らしが送れます。



豊かな自然に囲まれ、緑を近くに感じながら暮らすことができます。

静岡市は北には 3,000m 級の山々が連なる南アルプス、南には水深 2,500m の駿河湾があり、

豊かな自然環境に囲まれています。

市域の8割は豊かな自然が残る山間地域であり、

「オクシズ」の愛称で親しまれています。

中心市街地と中山間地域の生活スタイルは異なり、

ライフスタイルに合った暮らしが送れます。



近年、**住まいに対する価値観やニーズは多様化**しています。

コロナ禍を契機としたテレワークの普及等による住まい方・働き方の変化、

水害等の自然災害の頻発・激甚化による防災・減災意識の高まり、

世界的な課題である気候変動問題の解決に向けた環境に配慮した住まいへの転換等、

住まいに対する価値観やニーズが大きく変容しており、対応が必要になります。

静岡市の住生活を豊かにするために計画を策定します

課題の整理 静岡市の住生活を取り巻く状況を分析し、9つの課題を整理しました。

→第1章

静岡市住生活基本計画

【計画期間:2023(R5)~2032(R14)】

基本理念

豊かさを創り合う住生活の実現

位置付け、施策を展開していきます。

住むなら →第2章

社会情勢の変化、深刻化する気候変動に伴い、特に注目度の高まっている3つの課題を「横断的な取組」に

横断的な取組

- 1 新しい住まい方への対応・DX の推進
- 2 頻発・激甚化する自然災害への対応
- 3 脱炭素社会の実現

→第2章

4つの視点から目標を設定し、施策を展開します。

住宅ストックの視点

- 住宅ストックとは、「**今現在において存在する全ての住宅**」のことです。 「住宅そのもの」をどうしていくかという視点から施策を展開します。
 - ▶ 安全かつ脱炭素社会に向けた良質な住宅ストックへの更新

既存住宅ストックの活用の視点

2 既存の住宅ストック、いわゆる中古物件をどう流通・活用していくか、そして、「管理不全な空き家」をどうしていくかという視点から施策を展開します。

基本目標

▶ 多様な需要と供給がマッチする住宅循環システムの構築

住環境の視点

- 全環境、つまり「**住まいのまわりの環境**」について、どうしていくかという視点から施策を展開します。
 - ▶ 静岡市らしい、地域特性を活かした、安全で魅力ある住まいづくり

住宅セーフティネット機能の視点

- 住宅セーフティネットとは、「**住宅の確保に配慮を要する方が住まいを確保でき 4 る仕組み**」のことです。これをどう機能させていくかという視点から施策を展開します。
 - ▶ 誰もが安心して暮らせる住生活の実現

住まい方の 提案 次の3つのエリアにおいて、地域特性を活かし、多様なライフスタイルに対応 した住まい方を提案します。

1 利便性の高い市街地形成区域

2 ゆとりある市街地形成区域

3 自然と調和した中山間地域

→第4章

→第3章

推進方策

市民及び市民活動団体・住宅関連事業者・行政が協働して計画を推進します。 PDCA サイクルに基づいた計画の進行管理を実施します。

→第5章

SDGs との関係 「目標 11 住み続けられるまちづくりを」を筆頭に、8つの項目を推進していきます。

















静岡市住生活基本計画 目次

| 汿 | 章 | はじめに | |
|-----------------------|--|--|--|
| 『静岡 | 市住生》 | 舌基本計画』を改定した目的や計画期間について説明しています。 | |
| 1 2 3 | 計画の計画期 | 位置付け間 | 3 |
| 静岡市 | ちの住生 | | |
| 1 2 3 4 | I Ⅲ IV V 住宅政 前計画 住宅分 | 人口・世帯の状況 住宅の状況 住宅セーフティネット機能 市民の住環境に対する意識 地域の状況 策に関する国・県の動向 の成果と継続課題 | 6 8 .14 .18 .19 .24 |
| また、 | 基本理 | 念の実現に向けて、市民・市民活動団体、住宅関連事業者、静岡市の各主体に | 期待 |
| 1 2 3 4 5 | 各主体 基本目 横断的 | に期待する役割 標と施策の方向 | .35 .36 .37 |
| 第3 | 章 | 施策展開 | |
| 具体的 | りな取組 | について、4つの基本目標ごとに示しています。 | |
| 基 基 本 | 本目標 2 本目標 3 | | .48 .52 |
| | 123 1 123 1 第 | 第 静 1 2 3 1 両 1 2 3 2 3 4 3 4 2 3 4 5 3 4 5 4 4 4 5 5 5 6 7 6 7 7 8 7 7 8 7 8 7 8 9 7 8 7 9 1 2 3 4 5 9 2 3 4 5 9 3 4 5 9 4 4 4 4 5 9 1 2 3 4 5 9 2 3 4 5 9 3 4 5 9 3 4 5 9 4 4 4 4 5 9 1 2 3 4 5 9 2 3 4 5 9 3 4 5 9 4 4 4 4 5 9 1 2 3 4 5 9 2 3 4 5 9 3 4 5 9 3 4 5 9 4 4 4 4 5 9 1 2 3 4 5 9 2 3 4 5 9 3 4 5 9 3 4 5 9 4 4 4 4 5 9 1 2 3 4 5 9 2 3 4 5 9 2 3 4 5 9 3 4 5 9 2 3 4 5 9 2 3 4 5 9 3 4 5 9 2 3 4 5 9 3 4 5 9 4 4 4 4 5 9 5 7 6 7 6 9 1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 | 『静岡市住生活基本計画』を改定した目的や計画期間について説明しています。 1 計画の位置付け 3 計画期間 第 1章 住生活を取り巻く現況の分析と課題 静岡市の住生活を取り巻く状況を分析し、どのような課題があるかを示しています。 1 現況の分析 |

| 第 4 章 地域特性を活かした住まい方 | |
|--|----------------|
| 静岡市が有する個性豊かな地域特性を活かし、多様なライフスタイルに対応した住まい方を 提案します。 | |
| 1 気候の特徴 6 2 関連計画におけるまちづくりの方針 6 3 住まい方の提案 6 | 6 |
| 第5章 計画の推進方策 | |
| 基本理念の実現に向けて、計画をどのように進めていくかを示しています。 | |
| | '4 '4 '5 |
| 参考資料用語の説明 | |
| 参考資料として、用語の説明を掲載しています。 | |
| 用語の説明 | 30 |

序 章 はじめに

『静岡市住生活基本計画』の概要と位置付けを示します。

序 はじめに 章

計画改定の背景と目的

我が国では、本格的な少子高齢化社会、人口・世帯減少社会が到来しても現在及び将来における国 民の豊かな住生活を実現するため、2006 (平成 18) 年6月に住生活基本法を制定、同年9月に『住 生活基本計画(全国計画)』を策定し、従来の「住宅の供給」から「既存住宅の活用」へと施策の方 向が転換されました。

また、2021 (令和3) 年3月に新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う「新たな日常」や DX の進展、頻発・激甚化する自然災害への対応、脱炭素社会の実現等を踏まえ、新たな住生活基本計画 (全国計画) が策定されました。

本市では、『静岡市住生活基本計画(以下、「本計画」という。)』を 2018 (平成 30) 年度に策定 し、その内容に基づいて市民の皆さんがより良い住まいで暮らせるよう、住宅分野に関する取組を 進めてきました。計画策定から4年が経過し、住生活に関わる様々な課題や社会経済情勢の変化に 対応するため、市民の住生活の安定の確保及び向上の促進に資する本計画の改定を行います。

●計画改定の経緯

平成 21 年3月

静岡市住生活基本計画 策定

平成 31年3月 静岡市住生活基本計画 改定

| 静岡市の住生活を取り巻く環境の変化 ■人口・世帯 | | | | | |
|-------------------------------|------------------------------|--|--|--|--|
| 人口減少・少子高齢化の進行 | 自然減・社会減の進行 | | | | |
| ■住宅の状況 | | | | | |
| 住宅ストック数は量的に充足 | 既存住宅の流通促進 | | | | |
| 「空き家」の増加に伴う 管理不全な空き家問題の顕在化 | 高経年マンションの増加と 適切な維持・管理の課題化 | | | | |
| 住宅の耐震性の確保・向上 | 住宅ストックにおける環境配慮の 必要性の高まり | | | | |
| ■住まいの状況 | | | | | |
| 住宅セーフティネット機能の強化 | 市街地における定住人口の維持と 中山間地域の活用 | | | | |
| 二酸化炭素排出量の削減に向けた取組の実施 | 市街地の安全性確保の必要性の高まり | | | | |
| ■社会情勢の変化 | | | | | |
| 脱炭素社会の実現に向けた取組の強化 | コロナ危機を契機とした 住まい方・働き方の多様化 | | | | |
| 頻発・激甚化する自然災害への対応強化 | 住宅分野・まちづくり分野の DX の進展 | | | | |

令和5年3月

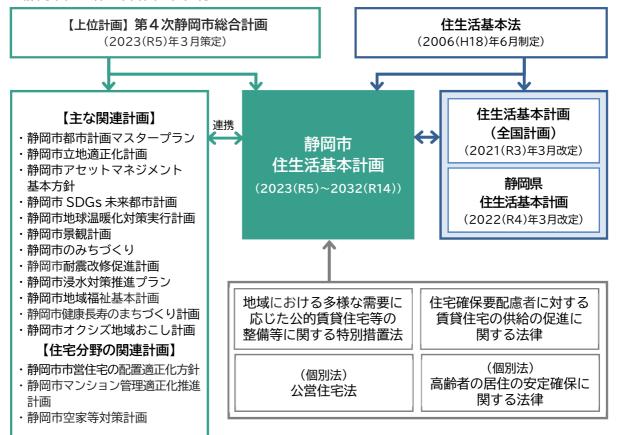
静岡市住生活基本計画 改定

2 計画の位置付け

本計画は、住生活基本法に基づき、市民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な方向を定め、本市の住宅政策を総合的に推進するための計画です。

『静岡市総合計画』をはじめとする上位関連計画との連携・整合を図るとともに、住生活基本法及びそれに基づく全国計画、県計画との整合を図ります。

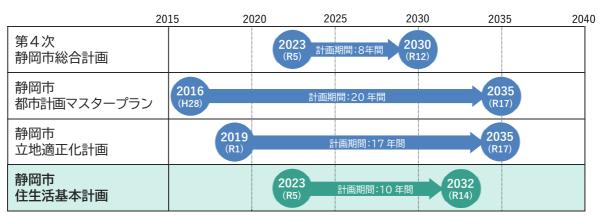
●静岡市住生活基本計画の位置付け



3 計画期間

本計画の計画期間は、2023 (令和5) 年度から 2032 (令和14) 年度までの10 年間とします。

●静岡市住生活基本計画の計画期間



第1章

住生活を取り巻く現況の 分析と課題

静岡市民の住生活の安定の確保と向上を促進するためには、 どういった取組が必要でしょうか。

本章では、国の統計情報等をもとにした本市の住宅分野における現況分析、住宅政策に関する国・県の動向の整理、さらに前計画の評価を行うことで、本市の課題を整理しました。

章1章 住生活を取り巻く現況の分析と課題

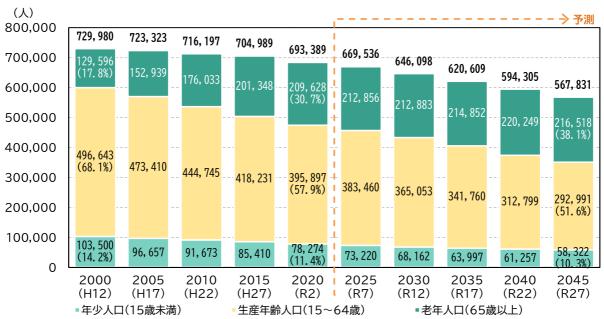
1 現況の分析

I 人口・世帯の状況

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

- ・本市の総人口は、2020(令和2)年実績値の 69.3 万人に対して、2045(令和 27)年推計値は 56.8 万人となっており、約 12.5 万人の減少が予測されます。
- ・高齢人口の割合は、2020 (令和2) 年実績値が30.7%と3割を超えており、2045 (令和27) 年推計値では38.1%まで上昇すると予測され、高齢化が一層進行しています。
- ・世帯数は増加傾向にある一方で、平均世帯人員は減少傾向にあり、世帯分離が進んでいると考えられます。

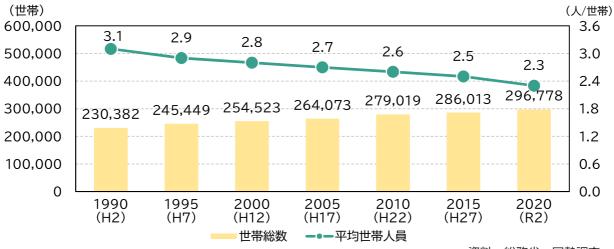
●総人口の推移と将来推計



資料:2020(令和2)年までは総務省 国勢調査、

2025 (令和7) 年からは国立社会保障・人口問題研究所 将来推計 (2018 (平成30) 年3月推計) ※総人口は年齢不詳を含むため、各区分の総人口に対する割合が一致しないことがある。

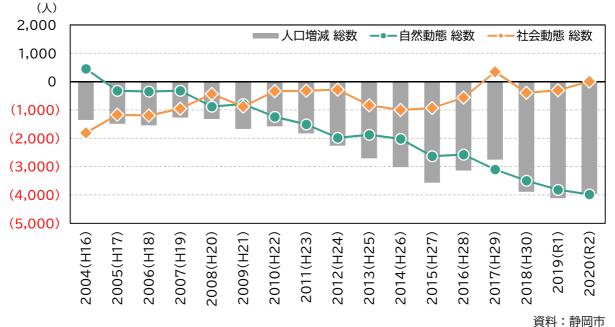
●世帯数及び世帯人員の推移



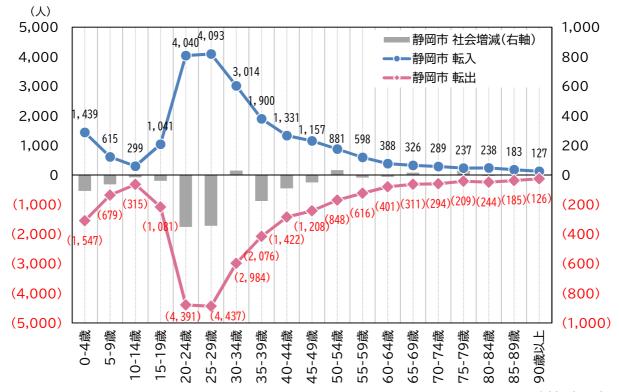
(2) 社会減・自然減の進行

- ・社会動態は、2004(平成 16)年から増加傾向にはあるものの、2017(平成 29)年を除いて社会減の状態が続いています。自然動態は、2004年(平成 16)年以降自然減が続いています。
- ・年齢別の社会動態を見ると、特に 20 代の転出超過数が突出しており、大学進学や就職に伴う市 外への転出が多くなっていると考えられます。

●社会動態・自然動態の推移



●年齢別の社会動態



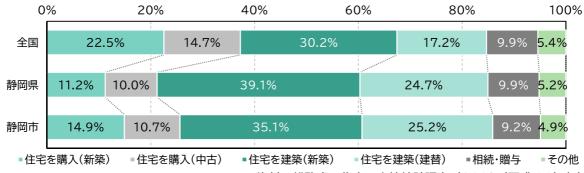
資料:静岡市

Ⅱ 住宅の状況

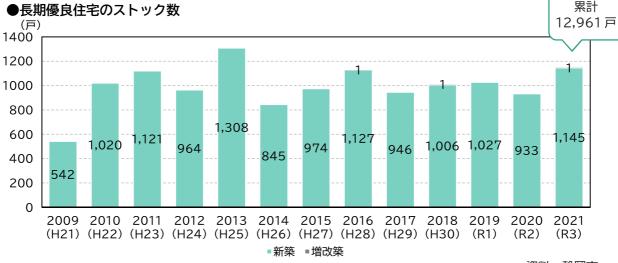
(1) 既存ストックの状況

- ・全国平均と比べると、中古住宅を購入した割合は 4.0%少なくなっていますが、住宅を建替えた割合は 8.0%多くなっています。
- ・長期優良住宅として認定された住宅は新築住宅が大半を占め、増改築した住宅への認定数はわずかとなっています。ストック数は年度ごとに異なりますが、2015(平成27)年以降は900戸以上で推移しています。累計ストック数は、2021(令和3)年時点で12,961戸となっています。
- ・住宅のリフォーム実施率は、年度によって差があり、2018 (平成 30) 年は 27.0%となっており、5年前と比べて 3.2%減少しています。

●住宅の取得

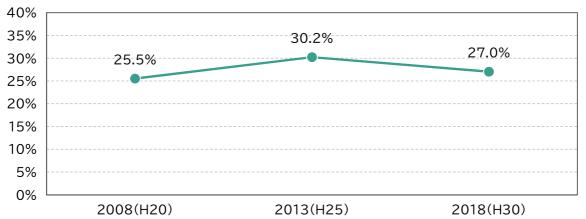


資料:総務省 住宅・土地統計調査(2018(平成30)年)



資料:静岡市

●リフォームの実施率

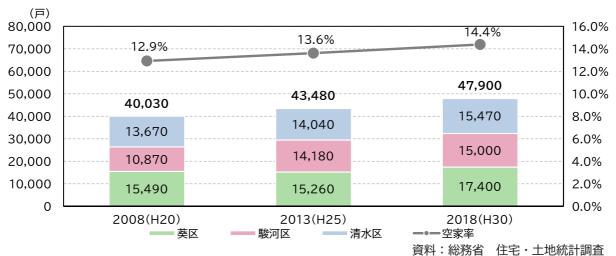


資料:総務省 住宅・土地統計調査

(2)空き家の活用と適切な維持・管理

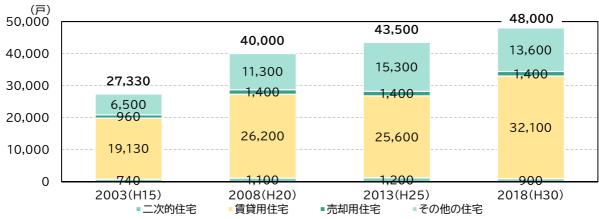
- ・空家率は増加傾向にあり、区別でみると葵区が17,400戸と最も多くなっています。
- ・種類別でみると、「賃貸用住宅」 の空き家が 32,100 戸と全体の約6割を占めています。 「その他 の住宅」の空き家数は、2013年(平成25)年から1,700戸減少しています。
- ・老朽・破損している空き家の割合は全体の約2割となっています。

●区別空き家数の推移



※端数処理を四捨五入により行っていることから、総数と内訳の計が一致しないことがある。

●種類別空き家数の推移



資料:総務省 住宅・土地統計調査

※端数処理を四捨五入により行っていることから、総数と内訳の計が一致しないことがある。

●老朽・破損した空き家の割合



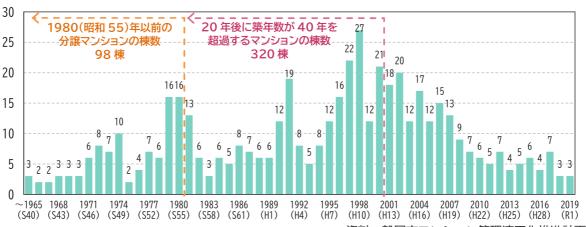
資料:総務省 住宅・土地統計調査(2018(平成30)年)

(3) 高経年マンションの増加と適切な維持・管理の促進

- ・静岡市内の築 40 年超のマンションは現在の約 3,400 戸から 20 年後には約 10,700 戸となる等、今後も建設後相当の期間が経過したマンションの増加が見込まれます。
- ・2021(令和3)年度の静岡市内のマンション管理実態調査では、「管理組合がない」「修繕積立金を徴収していない」と回答したマンションがありました。
- ・長期修繕計画が作成されているマンションの割合は全国平均 90.9%よりも著しく低水準となる 81.0%でした。

●マンションストックの供給棟数の推移

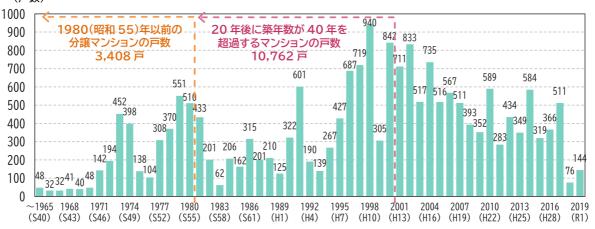




資料:静岡市マンション管理適正化推進計画

●マンションストックの供給戸数の推移

(戸数)



資料:静岡市マンション管理適正化推進計画

●管理組合等の状況

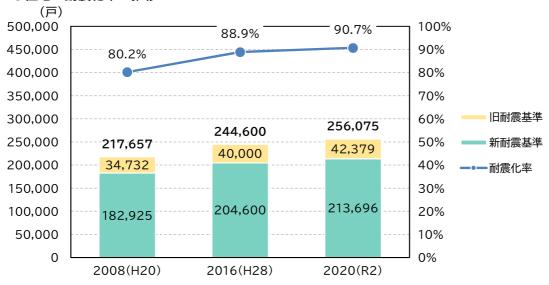
| 調査内容 | 結果 |
|--------------------------------|--------|
| 管理組合があると回答したマンションの割合 | 95.5% |
| 管理組合がありの場合、管理規約を作成している割合 | 100.0% |
| 管理組合がありの場合、総会を年1回以上開催している割合 | 98.2% |
| 修繕積立金を徴収している割合 | 92.7% |
| 修繕積立金を三ヶ月以上滞納している者がいない割合 | 79.3% |
| マンションの耐震基準が新耐震基準である割合 | 82.7% |
| 実施した大規模な計画修繕費用を全て修繕積立金でまかなった割合 | 77.3% |
| マンションの長期修繕計画を作成している割合 | 81.0% |

資料:静岡市マンション管理適正化推進計画

(4) 住宅の耐震性の確保・向上

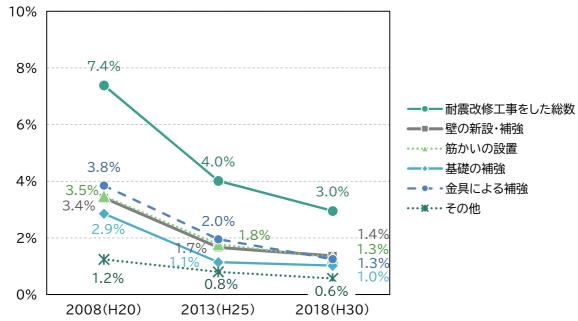
・住宅の耐震化率は上昇傾向にあり、2020(令和2)年に9割を超えました。

●住宅の耐震化率の推移



資料:第3次静岡市耐震改修促進計画

●持ち家総数に対する住宅の耐震改修工事の実施率

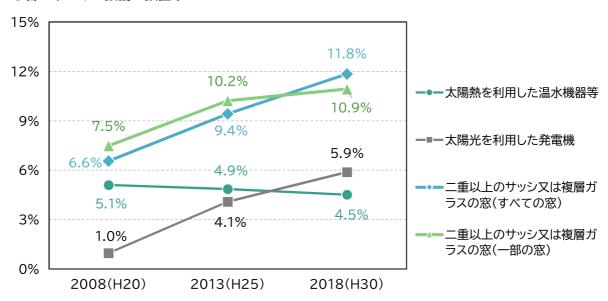


資料:総務省 住宅・土地統計調査

(5) 環境に配慮した住宅ストックの形成

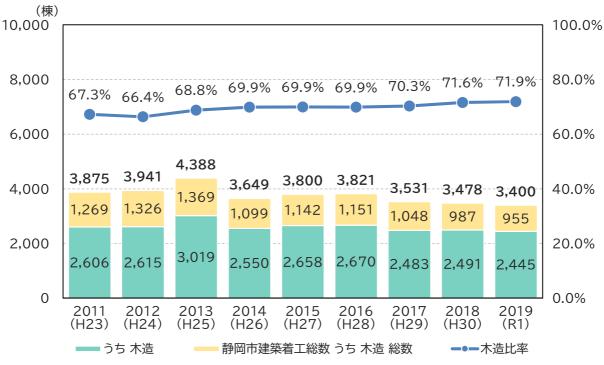
- ・省エネルギー設備の設置状況は、太陽熱を利用した温水機器等以外は増加傾向にありますが、全 ての設備において2割以下に留まっています。
- ・木造建築物数は 2,000 戸台で推移しており、建築着工総数に占める割合は7割で推移しています。

●省エネルギー設備の設置率



資料:総務省 住宅・土地統計調査

●木造建築物の着工数

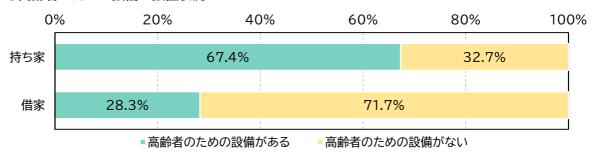


資料:総務省 住宅・土地統計調査

(6) 高齢者に配慮した住宅ストックの形成

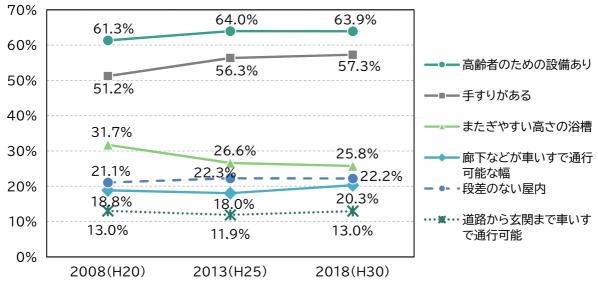
- ・高齢者のための設備の設置状況は増加傾向にありますが、2018(平成 30)年の設置状況は持ち家が67.4%に設置されているのに対し、借家は28.3%に留まっています。
- ・設備の内容としては、手すりの設置が5割を超えているのに対し、廊下幅の拡幅や段差のない屋内は2割程度に留まっています。また、またぎやすい高さの浴槽の設置率は減少傾向となっています。
- ・バリアフリーの実施状況は、一定のバリアフリー化率・高度のバリアフリー化率ともに増加傾向 にあります。

●高齢者のための設備の設置状況



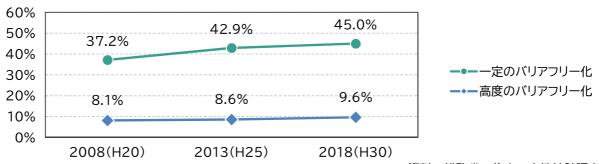
資料:総務省 住宅·土地統計調査(2018(平成30)年)

●高齢者のための設備の設置状況



資料:総務省 住宅・土地統計調査

●バリアフリーの実施状況



資料:総務省 住宅・土地統計調査

※一定のバリアフリー性能:「2箇所以上の手すりの設置」または「段差のない屋内」に該当する住宅 ※高度なバリアフリー性能:「2箇所以上の手すりの設置」または「段差のない屋内」及び「車いすで通行可能 な廊下幅」のいずれも該当する住宅

Ⅲ 住宅セーフティネット機能

(1) 市営住宅の状況

- ・本市では、72 団地 223 棟、6,904 戸の市営住宅を管理しています。
- ・市営住宅の入居率は市全体では67.1%ですが、駿河区は80.5%と高い数値となっています。
- ・「静岡市アセットマネジメント基本方針」及び「静岡市市営住宅の配置適正化方針」に基づき、総 資産量の適正化(総延べ床面積を 2012 (平成 24) 年度3月比 20%減)を進めています。

●地区別の市営住宅一覧(2022(令和4)年4月1日現在)

| 区 | 団地数 | 管理棟数 | 管理戸数 | 入居戸数 | 入居率 |
|-----|-----|------|-------|-------|-------|
| 葵 区 | 20 | 86 | 2,782 | 1,727 | 62.1% |
| 駿河区 | 12 | 39 | 1,653 | 1,330 | 80.5% |
| 清水区 | 40 | 98 | 2,469 | 1,573 | 63.7% |
| 合計 | 72 | 223 | 6,904 | 4,630 | 67.1% |

資料:静岡市

●市営住宅の管理戸数の増減

| | | 全体 | | | 葵区 | | | 駿河区 | | | 清水区 | |
|-----------|-----------|----------|------|-----------|----------|------|-----------|----------|------------|-----------|----------|-------------|
| | H29. 4. 1 | R4. 4. 1 | 増減 | H29. 4. 1 | R4. 4. 1 | 増減 | H29. 4. 1 | R4. 4. 1 | 増減 | H29. 4. 1 | R4. 4. 1 | 増減 |
| 公営住宅 | 6,408 | 6,092 | ▲316 | 2,695 | 2,422 | ▲273 | 1,240 | 1,237 | ▲ 3 | 2,473 | 2,433 | ▲ 40 |
| 改良住宅 | 776 | 776 | 0 | 360 | 360 | 0 | 416 | 416 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3 種住宅 | 12 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 12 | 0 |
| 特定公共賃貸 住宅 | 24 | 24 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 24 | 24 | 0 |
| 合計 | 7,220 | 6,904 | ▲316 | 3,055 | 2, 782 | ▲273 | 1,656 | 1,653 | ▲ 3 | 2,509 | 2, 433 | ▲ 40 |

資料:静岡市

●市営住宅の耐火構造(戸数)

| | | 全体 | | | 葵区 | | | 駿河区 | | | 清水区 | |
|-----------------|-----------|----------|-------------|-----------|----------|------------|-----------|----------|------------|-----------|----------|-------------|
| | H29. 4. 1 | R4. 4. 1 | 増減 | H29. 4. 1 | R4. 4. 1 | 増減 | H29. 4. 1 | R4. 4. 1 | 増減 | H29. 4. 1 | R4. 4. 1 | 増減 |
| 木造 | 21 | 11 | ▲10 | 10 | 7 | ▲ 3 | 5 | 2 | ▲ 3 | 6 | 2 | ▲ 4 |
| 簡易耐火 | 56 | 4 | ▲ 52 | 40 | 0 | ▲40 | 0 | 0 | 0 | 16 | 4 | ▲ 12 |
| 低層耐火 (2階建) | 20 | 20 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 20 | 20 | 0 |
| 中層耐火 (3~5階建) | 5,823 | 5,569 | ▲254 | 2,622 | 2, 392 | ▲230 | 811 | 811 | 0 | 2,390 | 2, 336 | ▲24 |
| 高層耐火 (6階以上) | 1,300 | 1,300 | 0 | 383 | 383 | 0 | 840 | 840 | 0 | 77 | 77 | 0 |
| 合計 | 7, 220 | 6,904 | ▲316 | 3,055 | 2,782 | ▲273 | 1,656 | 1,653 | ▲ 3 | 2,509 | 2,469 | ▲ 40 |

資料:静岡市

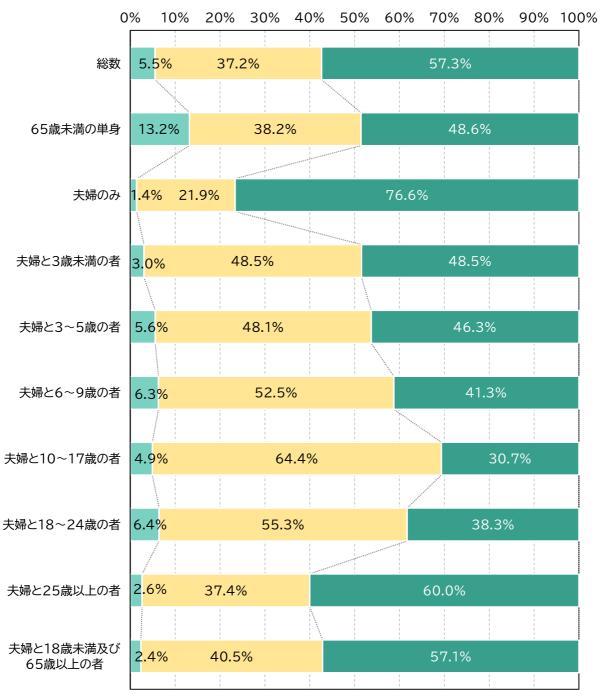
第 4

第

(2) 最低居住面積水準未満世帯の解消

- ・最低居住面積の達成状況は、「65歳未満の単身世帯」の13.2%が水準未満となっています。
- ・誘導居住面積水準の達成状況は、「夫婦のみ」の世帯が 76.6%と最も高くなっており、次いで「夫婦と 25 歳以上の者」の世帯が 60.0%、「夫婦と 18 際未満及び 65 歳以上の者」の世帯が 57.1%となっています。それ以外は達成率が5割未満となっています。

●最低居住面積水準未満世帯の状況



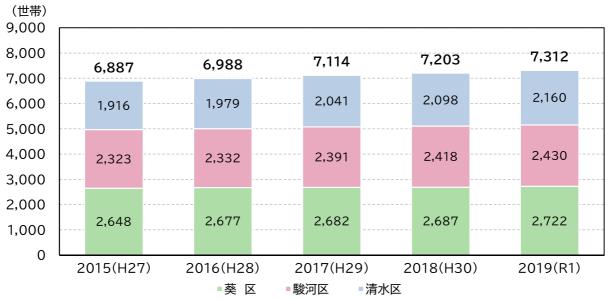
■最低居住面積水準未満 ■最低居住面積水準以上誘導居住面積水準未満 ■誘導居住面積水準以上

資料:総務省 住宅・土地統計調査(2018(平成30)年)

(3) 住宅確保要配慮者等の増加

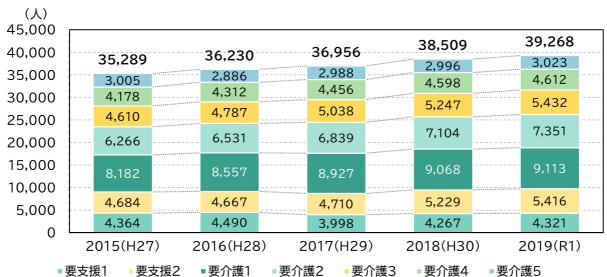
- ・住宅の確保に配慮を要する生活保護世帯や要介護認定者数、ひとり親世帯、外国人住民数は、増加傾向にあります。
- ・身体障がい者数は微減傾向にあります。

●生活保護世帯数の推移



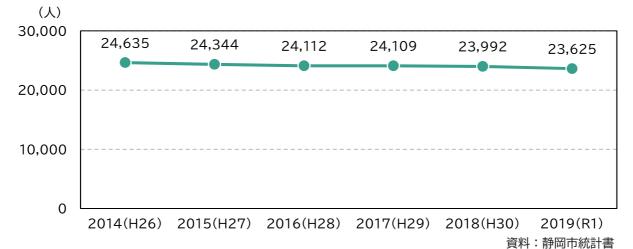
資料:静岡市統計書

●要介護認定者数の推移

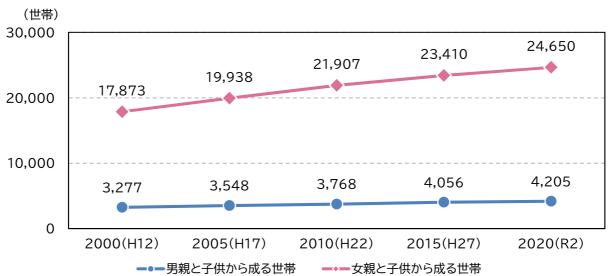


資料:静岡市統計書

●身体障がい者数の推移

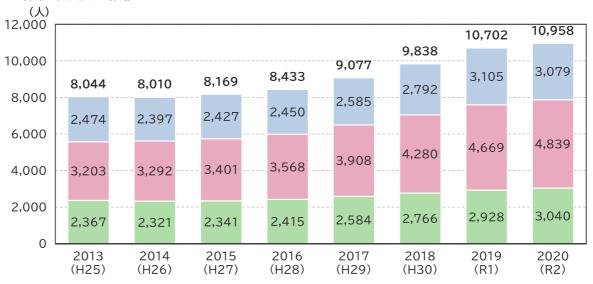


●ひとり親世帯数の推移



資料:総務省 国勢調査

●外国人住民数の推移



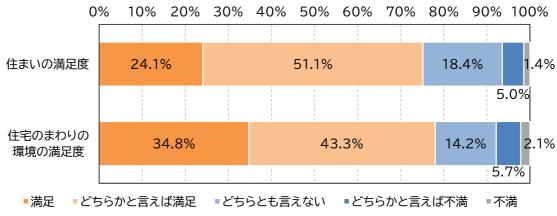
資料:静岡市統計書

IV 市民の住環境に対する意識

(1) 住まいの満足度は7割前後

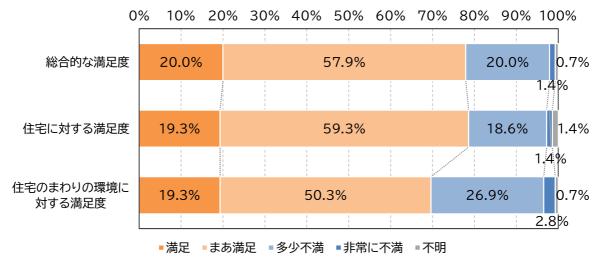
- ○市政に関心のある市民 150 人を対象にインターネットアンケート調査(市民アンケートモニター調査)を 2022(令和4)年7月に実施しました。
- ・市民アンケートモニター調査における満足度(満足+どちらかと言えば満足)は、住まいの満足度は75.2%、住宅まわりの環境の満足度は78.1%と7割を超えています。一方で、不満度(不満+どちらかと言えば不満)は、住まいの不満度は6.4%、住宅まわりの環境の不満度は7.8%と1割未満となっています。
- ・住生活総合調査における住宅や住環境に対する満足度(満足+まあ満足)は、総合的な満足度が77.9%、住宅に対する満足度が78.6%と7割を超えていますが、住宅のまわりの環境に対する満足度は69.6%と7割を若干下回っています。

●市民アンケート調査における、住まいに関する満足度



資料:市政アンケートモニター調査(2022(令和4)年)

●住生活総合調査における、住まいに関する満足度



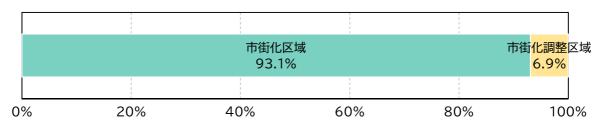
資料: 国土交通省 住生活総合調査(2018(平成30)年)

V 地域の状況

(1) 市街地における定住人口の維持と中山間地域の活用

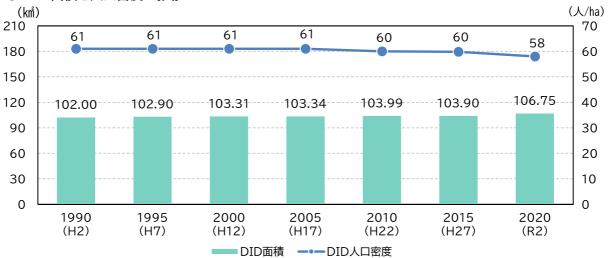
- ・市街化区域内の居住率は9割を超え、DID 地区内の人口密度も 58 人/ha となっており、『静岡市都市計画マスタープラン』や『静岡市立地適正化計画』で掲げられている集約連携型都市構造のまちづくりが進められています。
- ・中山間地域の人口は市全体でみると約3%となっており、減少傾向にあります。

●市街化区域内の居住率(2022(令和4)年3月)



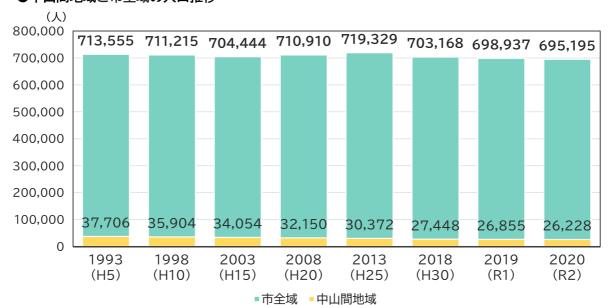
資料:静岡市の都市計画(資料編)(2022(令和4)年3月31日現在)

●DID 面積と人口密度の推移



資料:総務省 国勢調査

●中山間地域と市全域の人口推移

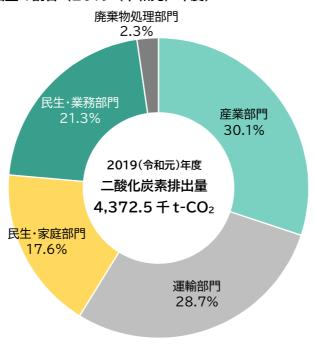


資料:住民基本台帳

(2) 二酸化炭素排出量の状況

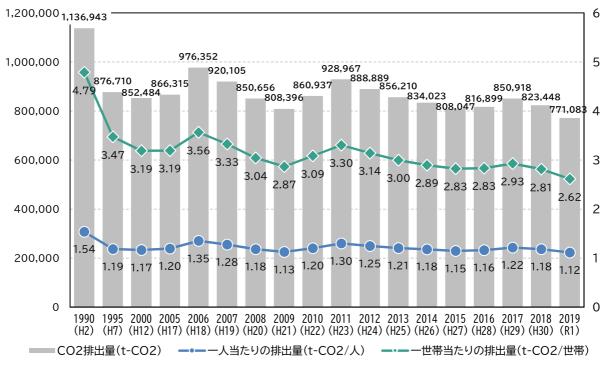
- ・2019(令和元)年度の二酸化炭素排出量の割合は産業部門が 30.1%と最も大きく、次いで運輸部門が 28.7%、民生・業務部門が 21.3%、民生・家庭部門が 17.6%、廃棄物処理部門が 2.3%となっています。
- ・家庭生活から消費されたエネルギーを示す民生・家庭部門の二酸化炭素排出量は、減少傾向となっています。

●部門別二酸化炭素排出量の割合(2019(令和元)年度)



資料:静岡市

●民生・家庭部門の二酸化炭素排出量の推移

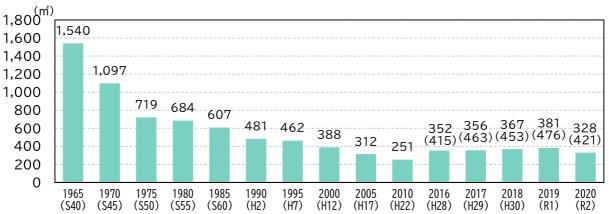


資料:静岡市

(3) 木材生産量が減少傾向である一方 SGEC 認証森林は増加傾向

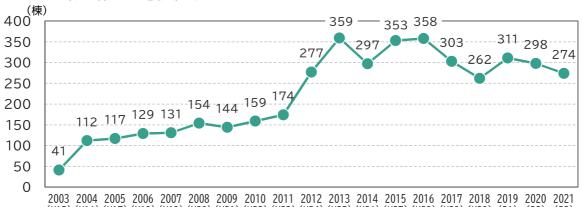
- ・木材生産量は減少傾向にあり、1965(昭和40)年の約2割にまで減少しています。
- ・市の制度を利用し、オクシズ材を活用した個人住宅の年間棟数は、2013(平成 25)年までは 増加傾向にありましたが、以降は減少傾向にあり、2021(令和3)年までの累計戸数は4,253 棟となっています。
- ・SGEC 認証森林は増加傾向にあり、2011 (平成23)年と比べて約3.2倍に増加しています。 FSC 認証森林は 2016 (平成 28) 年に認証を受けて以降、面積を維持しています。

●木材生産量の推移



資料: 木材需給報告書 (農林水産省) から林業振興課作成、2016 (平成 28) 年からは木材統計 (農林水産省) から作成、()内は県独自調査の数値

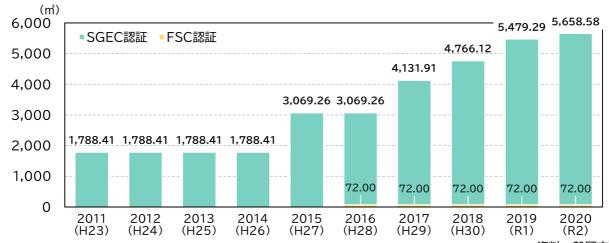
●オクシズ材を活用した個人住宅



2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 (H15) (H16) (H17) (H18) (H19) (H20) (H21) (H22) (H23) (H24) (H25) (H26) (H27) (H28) (H29) (H30) (R1) (R2) (R3)

資料:静岡市

●森林認証を受けた森林面積の推移



資料:静岡市

(4) 市街地の安全性確保の必要性の高まり

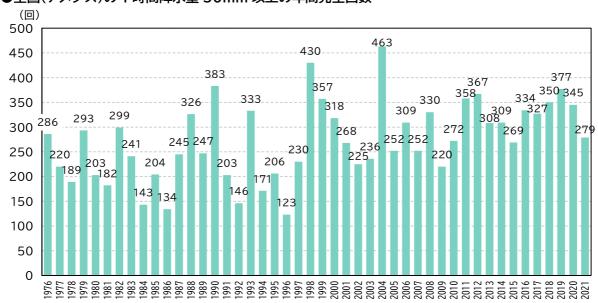
- ・南海トラフ巨大地震では甚大な被害が想定されており、建物被害も大きいため、住生活としては家 を失う被災者が多く出ることが懸念されます。
- ・近年、気候変動の影響により全国で局地的大雨や台風による土砂災害等の風水害が頻発化・激甚化 しており、時間雨量 50mm 以上の短時間強雨の発生回数が全国的に増加傾向にあり、静岡市に おいても深刻な風水害発生が懸念されます。
- ・2022(令和4)年9月 23 日に発生した台風第 15 号により、市内では甚大な被害を受けています。

●静岡県第4次地震被害想定

| | 地震被害想定 過去の事例 | | | | | |
|--|---------------------|---------------------|-----------------|--|--|--|
| | 南海トラフ巨大地震 | 東日本大震災 | 阪神・淡路大震災 | | | |
| | 被害想定(予知なし) | (2011(H23).3.11) | (1995(H7).1.17) | | | |
| | 約377万人 | 約707万人 | | | | |
| 地域の人口 | (静岡県内、 | (青森県、岩手県、 | 約547万人 | | | |
| | 2010(H22).10/1時間) | 宮城県、福島県) | | | | |
| 震度 | 7 | 7 | 7 | | | |
| マグニチュード | | 9.0 | 7.3 | | | |
| 津波による浸水 | 約158km [*] | 約561km [*] | なし | | | |
| | (浸水深1cm以上) | IIIN I OCEN | ~ · · | | | |
| | 約18.3万人 | | | | | |
| 人的被害 | (早期避難率低) | 約2.5万人 | 約5万人 | | | |
| [死者、重・軽傷者] | (冬・深夜) | (死者約15,894人) | (死者約6,400人) | | | |
| | (死者約105,000人) | | | | | |
| 物的被害 | 約53万棟 | | | | | |
| | (予知なし、冬・夕) | 約38万8,500棟 | 約24万9,000棟 | | | |
| [建物被害(大・中)] | (基本ケース) | | | | | |
| ************************************** | あり | あり | なし | | | |
| 津波被害 | (死者約96,000人) | (死者約15,894人) | な し | | | |

資料:平成24年版防災白書、国土地理院(津波による浸水被害)、警察庁(人的被害)等 静岡県第4次地震被害想定調査(第一次報告)(平成25年6月27日)

●全国(アメダス)の 1 時間降水量 50mm 以上の年間発生回数



資料:気象庁

Column 静岡県で発生した近年の自然災害とその対応

熱海市伊豆山土石流災害

2021 年(令和3年)7月3日、熱海市伊豆山地区において発生した土石流は、逢初川源頭部(海岸から約2km上流、標高約390m地点)から逢初川に沿って流下しました。この土石流により被災した範囲は延長約1km、最大幅約120mにわたり、多くの人的・物的被害が発生しています。

静岡県は、被災者の住宅確保のため、既存の公営住宅の目 的外使用や民間賃貸住宅を借り上げることで、応急的な住 まいを提供しました。

この他、避難所における避難者の健康管理や静岡県義援 金の受付等、多岐にわたる対応を行った他、被災地域の復 旧・復興に向けた河川工事等を実施しています。

なお、本災害は、その規模の大きさから、災害救助法及び 被災者生活再建支援法が適用されました。





出典:静岡県住生活基本計画

令和4年台風第15号による被害

2022 (令和4) 年9月23日(金)に発生した台風第15号の影響により、静岡県等で23日(金)夜から24日(土)未明にかけて記録的な大雨となり、県内11市町で記録的短時間大雨情報が計16回発表されました。台風第15号は24日(土)付けで災害救助法の適用がなされ、10月28日(土)に激甚災害の指定が閣議決定されました。

被災直後の静岡市内において、清水区では興津川にある 取水口に大量の流木や土砂が詰まった影響で6万戸を超え る大規模な断水が発生しました。また、葵区では山崩れが発 生し、送電鉄塔が倒壊したため、静岡市を中心に最大12万 軒を超える大規模な停電が発生しました。

静岡市では、断水された地域の復旧に順次当たると共に、 給水車により応急給水する等の対応を、他都市の支援も受 けながら実施しました。

住まいに関しては、土砂や浸水などにより住宅に被害を受けた世帯が、令和 5 年 2 月末時点で 5,500 件以上あります。

応急修理制度の実施のほか、借上げ型応急住宅や市営住宅の一時使用、また静岡市被災者応急住宅支援金の支給等により、住まいの確保について支援を行っています。





2

(1) 住生活基本計画(全国計画)の改定

- ・2021 (令和3) 年3月、今後の10年間の住宅政策の指針として、2016 (平成28) 年3月の前計画からの社会経済情勢の変化に対応するため、『住生活基本計画(全国計画)』が改定され、施策の効果に対する評価と見直しが行われています。
- ・改定後の計画は、少子高齢化や人口減少社会への対応に加え、頻発・激甚化する自然災害への対応、新型コロナウイルス感染拡大に伴う「新たな日常」に対応した生活様式や働き方への転換、 脱炭素社会の実現に即した内容となっています。
- ・特に、社会環境の変化を踏まえた施策の方向性が目標1・目標2、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた施策の方向性が目標6に記載されています。

●住生活基本計画(全国計画)の概要

| 視点 | 日標・施策 |
|--------|---|
| יהעדוי | 目標1「新たな日常」や DX の進展等に対応した新しい住まい方の実現 |
| | |
| 社 | (1) 国民の新たな生活観をかなえる居住の場の多様化及び生活状況に応じて |
| 会 | 住まいを柔軟に選択できる居住の場の柔軟化の推進 (2) 新せばた活界したは常の初め、取引プロセスの DV (は字の生き、管理プロセスの DV) |
| 環境 | (2)新技術を活用した住宅の契約・取引プロセスの DX、住宅の生産・管理プロセスの DX の推進 |
| の | |
| 変化 | 目標2 頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と 被災者の住まいの確保 |
| 16 | (1)安全な住宅・住宅地の形成 |
| | (2)災害発生時における被災者の住まいの早急な確保 |
| | 目標3 子どもを産み育てやすい住まいの実現 |
| 居 | (1)子どもを産み育てやすく良質な住宅の確保 |
| 住 | (2)子育てしやすい居住環境の実現とまちづくり |
| 者・ | 目標4 多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせる |
| | コミュニティの形成とまちづくり |
| 111 | (1)高齢者、障害者等が健康で安心して暮らせる住まいの確保 |
| ュニテ | (2) 支え合いで多世代が共生する持続可能で豊かなコミュニティの形成とまちづくり |
| テ | 目標5 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備 |
| 1 | (1)住宅確保要配慮者(低額所得者、高齢者、障害者、外国人等)の住まいの確保 |
| | (2)福祉政策と一体となった住宅確保要配慮者の入居・生活支援 |
| | 目標6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成 |
| | (1) ライフスタイルに合わせた柔軟な住替えを可能とする既存住宅流通の活性化 |
| 住 | (2)長寿命化に向けた適切な維持管理・修繕、老朽化マンションの再生 (建替え・マンシ |
| 宅 | ョン敷地売却)の円滑化 |
| スト | (3)世代をこえて既存住宅として取引されうるストックの形成 |
| l 'y | 目標7 空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進 |
| ク | (1)空き家の適切な管理の促進とともに、周辺の居住環境に悪影響を及ぼす空き家の除却 |
| 並 | (2)立地・管理状況の良好な空き家の多様な利活用の推進 |
| 産業 | 目標8 居住者の利便性や豊かさを向上させる住生活産業の発展 |
| | (1)地域経済を支える裾野の広い住生活産業の担い手の確保・育成 |
| | (2)新技術の開発や新分野への進出等による生産性向上や海外展開の環境整備を通じた |
| | 生活産業の更なる成長 |

(2) 静岡県住生活基本計画の改定

- ・2022 (令和4) 年3月、『住生活基本計画 (全国計画)』の改定を受け、『静岡県住生活基本計画』 が改定されました。
- ・改定後の計画は、基本理念に「デジタル田園都市(ガーデンシティ)」が追加され、5つの基本目標に基づく住宅政策の展開と住宅のスマート化の推進によって、静岡県らしい「デジタル田園都市(ガーデンシティ)」の実現を目指しています。実現に向けた住宅政策としては、豊かな暮らし空間創生事業、仕事のある住まい(プラス *O* (オー) の住まい)、空き家の利活用の3つが提示されています。
- ・横断的視点として「環境」「安全」「福祉・子育て」の3つを設定し、施策の柱ごとに関連性を示す構成となっています。

●静岡県住生活基本計画の概要

| ● 財 | | 横断的な視点 | | | | |
|-----|---------------------------------------|--------|----|------------|--|--|
| | | 環境 | 安全 | 福祉・ 子育て | | |
| 基本国 | 目標1 豊かで広い暮らし空間の実現 | | | | | |
| 1 | 豊かで広い暮らし空間の形成 | • | • | • | | |
| 2 | 「新たな日常」に対応した仕事のある住まいの形成 | • | | | | |
| 3 | まちなか居住空間の充実 | • | • | • | | |
| 基本国 | 目標2 自然災害に対応した暮らし空間の実現 | | | | | |
| 1 | 住宅の耐震化の促進 | • | • | • | | |
| 2 | 頻発・激甚化する自然災害に対応した暮らし空間の形成 | • | • | • | | |
| 基本 | 基本目標3 脱炭素社会に向けた良質な住宅ストックの形成 | | | | | |
| 1 | 環境に配慮したストックの形成 | • | • | | | |
| 2 | 住宅の長寿命化や性能・資産価値の向上促進 | • | • | • | | |
| 3 | 気候や風土を活かした炭素貯蔵効果の高い木造住宅の 普及促進 | • | | | | |
| 基本国 | 目標4 だれもが安心して暮らせる住環境の実現 | | | | | |
| 1 | 多様な人々が共生する豊かなコミュニティの形成 | • | | • | | |
| 2 | 子育てしやすい住環境の形成 | • | | • | | |
| 3 | 高齢者の居住の安定確保 | • | | • | | |
| 4 | 住宅セーフティネット機能の強化 | • | • | • | | |
| 5 | 防犯性に優れた住環境の形成 | | | • | | |
| 6 | 住情報提供・相談体制の充実 | • | • | • | | |
| 基本 | 目標5 多様な居住ニーズに対応できる住宅市場の形成 | | | | | |
| 1 | 多様な住まい方への対応 | • | | • | | |
| 2 | 住宅リフォーム等による既存住宅の流通の促進 | • | | • | | |
| 3 | 空き家の適切な管理・活用・除却等の促進 | • | | • | | |
| 4 | マンションの適正な管理と再生の促進 | • | • | | | |
| 5 | 居住者の利便性や豊かさを向上させる住生活産業の 活性化・DX の推進 | • | | • | | |

基本目標 1 安全で良質な住宅ストックへの更新

Plan 計画

【基本目標の観点】

・地球温暖化が進行するなか、二酸化炭素排出量を削減していくため、住宅の省エネルギー化や再生可能エネルギーの利用促進等、環境に配慮した住まいづくりに取り組むとともに、既存のストックを活かした取組を進める。

\blacksquare

Do

実行

【5年間で実施した主な取組】

1 耐震性に優れた良質な住宅ストックへの更新

- 長期優良住宅建築等計画認定制度の普及促進
- ・既存住宅の増改築に係る長期優良住宅認定制度の普及促進
- ・わが家の専門家診断
- ・住宅・建築物耐震診断補強計画策定事業
- · 木造住宅耐震補強事業
- ・家具等固定推進事業

2 環境・健康に配慮した住まいづくり

- ・省エネルギー住宅の普及促進
- ・アスベストに関する相談対応
- 3 マンションの適正な維持・管理
 - ・マンション管理実態調査の実施
 - ・マンション管理セミナーの開催
- ・マンション管理組合間の情報交換会 の開催



【成果指標の達成状況】

Check _{検証}

| 指標 | 計画策定時 | 現況値 | 目標値 | 評価 |
|---------------------|----------------------|----------------------------|--------------------------|----|
| ①長期優良住宅認定率 | (H21~H29平均) 17.8% | (H30~R3平均) 23.3% | (H30~R8平均) 20% | Α |
| ②耐震性能を有しない 住宅の割合 | (H27) 11.1% | (R3) 8.5% | 概ね解消 | В |

(評価) A:達成、B:目標は達成していないが、順調に推移している、C:目標値との乖離が大きい)



1 耐震性に優れた良質な住宅ストックへの更新

・成果指標をみると、長期優良住宅に関する取組は一定の成果を上げており、 今後も継続して長期優良住宅の普及促進に向けて取組を実施する。今後は良 質なストックの蓄積が重要となるため、国や県の動向を踏まえつつ成果指標 の設定を見直す。

2 環境・健康に配慮した住まいづくり

Action 改善

- ・成果指標をみると、住宅の耐震性能の向上に関する事業は一定の成果を上げており、今後も継続して取組を進める。近年は、大規模な地震災害に加え風水害に対する対策も求められているため、頻発・激甚化する自然災害に対応した住宅ストック及び住宅地の形成が求められる。
- ・今後さらに高齢化が進展することから、高齢者等に配慮した住宅ストック の形成が求められる。

3 マンションの適正な維持・管理

・マンションに関する取組も実施しているが、高経年マンションの管理不全が 全国的に問題となっていることから、『静岡市マンション管理適正化推進計 画』と連携して取組を実施することが求められる。

基本目標 2 多様なニーズに応える住宅循環システムの構築

Plan 計画

【基本目標の観点】

・新築住宅の供給だけでなく、既存住宅や空き家を活用して市民の居住ニーズに対 応するため、既存住宅の価値を高める取組を実施し、既存住宅が資産として次世 代に受け継がれる取組を進める。

▼

Do

実行

【5年間で実施した主な取組】

1 住宅リフォームと既存住宅の流通促進

- ・住宅金融支援機構との連携
- ・住まいに関する相談窓口・情報提供体制の充実

2 空き家の活用と適正な管理の推進

- ・空き家情報バンク活用事業
- ·中山間地域移住促進事業
- ・全国版空き家バンクの活用
- ・住宅金融支援機構との連携
- ・管理不全な空家等の所有者等への指導
- ・家賃債務保証制度の普及促進

3 住まいに関する市内外への情報提供と相談体制の充実

- ・住まいに関する相談窓口・情報提供 ・お試し住宅の活用 体制の充実
 - 次世代育成支援対策推進事業
- ・高齢者福祉施設に関する情報提供
- ·中山間地域移住促進事業
- ・障がい者相談支援事業

4 静岡地域材の利用促進

- · 静岡地域材活用促進事業 ・林業担い手育成対策事業
- ・市営住宅の整備・改善事業



【成果指標の達成状況】

Check 検証

| 指標 | 計画策定時 | 現況値 | 目標値 | 評価 |
|--------------------|------------------|--------------------------|----------------------------|----|
| ③既存住宅の流通割合 | (H25) 26.2% | (H30) 31.4% | (R8) 38% | В |
| ④賃貸・売却用以外の 空き家数 | (H25) 15,340戸 | (H30) 13,600 戸 | (R8) 24,000 戸 程度に抑える | Α |

(評価) A:達成、B:目標は達成していないが、順調に推移している、C:目標値との乖離が大きい)



1 住宅リフォームと既存住宅の流通促進

・脱炭素社会の実現の観点からも既存ストックの活用が重要となっており、住 宅リフォームの促進による既存ストックの流通促進、空き家の適正な維持管 理が求められる。

2 空き家の活用と適正な管理の推進

Action 改善

- ・成果指標をみると、空き家対策に関する取組は一定の成果を上げており、今 後も継続して取組を進める。
- ・空き家の考え方が計画策定時から整理されてきており、目標値を見直す必要 性がある。

3 住まいに関する市内外への情報提供と相談体制の充実

・計画で掲げた施策は全て実施しており、今後も引き続き取組を進める。

4 静岡地域材の利用促進

・内容を整理した結果、基本目標3の中に組み込む方が適正である。

基本目標3 地域特性を活かした魅力ある住まいづくり

Plan 計画

【基本目標の観点】

・本市は個性を持った「市街地」と、自然豊かで清流に恵まれた「オクシズ」が一 体として織りなす多様な魅力を有しており、こうした地域特性は暮らしの場を選 ぶ重要な要素となることから、移住・定住人口の増加を目指す上でも、地域特性 を磨き上げる取組を進める。

▼

Do

実行

【5年間で実施した主な取組】

1 住宅地の魅力の維持・向上

- ・静岡市景観計画に基づく景観形成の ・みどり条例による緑化推進
 - ・地区計画(案)作成支援事業
- ・地域公共交通網形成計画の策定・推進・・充実した暮らしを支えるみちづくり

2 災害に強い住環境の整備

- ・ハザードマップの活用による災害時 ・がけ地近接危険住宅移転事業 の安全性の向上

 - ・家具等固定推進事業

3 市街地における人口の定着と中山間地域の活用

- ・サービス付き高齢者向け住宅の供給 ・生涯活躍のまち静岡(CCRC)の 促進
- 推進
- ・移住支援センターやホームページ等に ・中山間地域移住促進事業 おけるシティプロモーションの展開
 - ・いきいき森林づくり推進事業

4 地域特性を活かした多様な住まい方の提案

- ・都市計画マスタープランの推進
- ・立地適正化計画の推進

【成果指標】

Check 検証

| 指標 | 計画策定時 | 現況値 | 目標値 | 評価 |
|-------------|----------|----------|-------|----|
| ⑤住宅まわりの環境に満 | (H25) | (H30) | (R8) | С |
| 足している世帯の割合 | 75.0% | 69.6% | 80% | |
| ⑥人口集中地区における | (H27) | (R2) | (R8) | _ |
| 居住人口 | 621,501人 | 618,980人 | 63 万人 | C |

(評価) A:達成、B:目標は達成していないが、順調に推移している、C:目標値との乖離が大きい)

1 住宅地の魅力の維持・向上

・成果指標をみると、住宅まわりの環境に満足している世帯の割合は低下して いるが、県内全域で低下傾向にあり、頻発・激甚化する災害等への不安が大 きくなっていることが原因と考えられる。さらに、2019 (令和元) 年度以 降発生した新型コロナウイルス感染症拡大や、社会情勢不安が今後も満足度 に影響するのではないかと考えられる。

2 災害に強い住環境の整備

・災害に強い住環境を形成するため、ハード的な整備事業の推進だけでなく、 災害危険性の高いエリアへの立地規制や、災害危険性の低いエリアへの移転 促進等のソフト的な対策の充実が求められる。

3 市街地における人口の定着と中山間地域の活用

・今後は人口減少は避けられない課題であることを前提として、対応策を考え る必要がある。

4 地域特性を活かした多様な住まい方の提案

・近年の住まい方、働き方の多様化に合わせ、本市の地域特性を活かした住 まい方を提案し、移住・定住を促進する必要がある。

その他

・基本目標2に位置付けていた「静岡地域材の利用促進」は、地域活性化と居 住環境の向上の観点から、基本目標3に整理する。



Action

改善

基本目標 4 誰もが安心して暮らせる住生活の実現

Plan 計画

【基本目標の観点】

・低額所得者やひとり親世帯、高齢者世帯といった住宅確保要配慮者をはじめ、市内に住む誰もが、住まいに不安を持つことなく、安心して暮らし続けられる環境を提供する取組を進める。

 \blacksquare

Do

実行

【5年間で実施した主な取組】

1 若年世帯・子育て世帯の居住の安定の確保

- ・市営住宅の子育て支援入居制度の継続
- ・子育て世帯等のニーズにあった市営住宅の整備
- ・子育て世帯等への住宅取得に関する支援

2 高齢者世帯や障がい者の居住の安定の確保

- ・サービス付き高齢者向け住宅の供給促進
- ・家賃債務保証制度の普及促進
- ・地域リハビリテーション推進センターの活用
- ・高齢者・身体障害者住宅改造費補助事業
- ・障がい福祉サービス事業所等の指定・指導

3 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保

- ・市営住宅の配置適正化方針に基づくアセットマネジメントの推進
- ・市営住宅建替え時の生活支援施設の併設
- ・住宅確保要配慮者向け登録住宅への入居の円滑化

4 大規模災害からの復旧時における住まいの確保

- ・被災建築物応急危険度判定の実施体制の整備
- ・災害による住家等の被害認定調査の実施
- ・応急仮設住宅の入退去及び維持管理体制の整備

 \blacksquare

【成果指標】

Check _{検証}

| 指標 | 計画策定時 | 現況値 | 目標値 | 評価 |
|-------------|--------|--------|--------|----|
| ⑦子育て世帯における誘 | (H25) | (H30) | (R8) | _ |
| 導居住面積水準達成率 | 41.6% | 40.5% | 50%以上 | C |
| の言物を白けた字の言物 | (H27) | (R3) | (R8) | _ |
| ⑧高齢者向け住宅の戸数 | 1,337戸 | 1,489戸 | 2,100戸 | C |

(評価) A:達成、B:目標は達成していないが、順調に推移している、C:目標値との乖離が大きい)

▼

若年世帯・子育て世帯の居住の安定の確保

・子育て世帯に対する取組は進めているものの、成果指標の数値が上昇する には至っていない。引き続き取組を進めるとともに、支援制度や事業の情 報提供・周知を強化する必要がある。

2 高齢者世帯や障がい者の居住の安定の確保

Action 改善

- ・高齢者世帯や障がい者に対する取組は進めているものの、成果指標の数値 が上昇するには至っていない。民間事業者と協働して進める事業も多いた め、情報提供の推進が必要である。
- 3 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保
 - ・市営住宅の整備や入居の円滑化に関する取組を実施しており、引き続き取組 を進めるとともに、長寿命化や脱炭素化等の取組を進める。
- 4 大規模災害からの復旧時における住まいの確保
 - ・近年の頻発・激甚化する自然災害へ対応するため、復旧時における取組の強化・充実を図る必要がある。

4

住宅分野における課題の整理

本章1~3の分析結果を踏まえ、本市の住生活を取り巻く現況からみた課題を示します。

課題 **1**

頻発・激甚化する自然災害に対応した住宅ストックの形成

本市は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、 災害を念頭に置いたまちづくりを進めています。住宅分野においても、大規模地震等に起因する建物の倒壊等による人的被害 を軽減させる取組の一環として、住宅の耐震化率の向上に向けた取組を進めてきました。近年は自然災害が頻発・激甚化する 傾向にあり、大規模地震だけでなく河川の氾濫による洪水や土 砂災害等への対応が求められています。

今後 10 年間の住宅分野に関する施策を推進する上では、引き続き大規模地震への対応として住宅の耐震性能の向上を進めるとともに、風水害への対策や住宅のレジリエンス機能の向上に関する取組を進める必要があります。





資料:プロジェクト「TOUKAI-0」

課題 **ク**

脱炭素社会の実現に資する環境に配慮した住宅ストックの形成



■LCCM 住宅の例

資料:LCCM 住宅·研究開発委員会

地球温暖化の一因といわれている二酸化炭素排出量を減らしていくことが、世界的に求められています。本市においても、省エネルギー住宅の普及促進等を進めてきましたが、省エネルギー設備の設置状況は2割を下回っており、住宅の省エネルギー対策に関する取組は今後も推進する必要があります。

また、木材は炭素を貯蔵することができ、再生可能でカーボンニュートラルな資源であるとともに製造時のエネルギー消費量が少ない資源であることから、地球温暖化の防止や脱炭素社会の実現に向けて、県産材、とりわけ市内で生産するオクシズ材を活用した木造住宅の建設を促進する必要があります。

課題

良質な住宅ストックの形成と既存ストックの循環利用

住宅ストック数は世帯数を上回っており、量的に充足しています。脱炭素社会の実現の観点からも、今後は長く使える良質な住宅ストックの形成が求められます。

耐震性能や環境性能を備えた住宅や高齢者等に配慮した住宅、長期優良住宅等、質の高い既存住宅やリフォームされた既存住宅を形成するとともに、循環利用される仕組みを整備していく必要があります。



■「価値ある中古住宅」の循環イメージ

参考:静岡ストックハウス流通促進協議会ホームページ

課題 **4**

老朽化した管理不全マンション対策の推進



本市の築 40 年超のマンションは現在の約 3,400 戸から 20 年後には約 10,700 戸となる等、今後も建設後相当の期間 が経過したマンションの増加が見込まれています。長期修繕計 画作成済みのマンションの割合は、全国平均よりも著しく低水準となっており、対策が必要です。

マンションの適切な維持・管理、老朽化の進行状況に応じた修繕工事の実施等、管理不全マンションとなる前に対策を実施する必要があります。

■マンションの大規模修繕の例

提供:一般社団法人静岡県マンション管理士会

課題

空き家の状況に応じた適切な維持管理の推進

空家率は上昇傾向にあるものの、二次的住宅や売却・賃貸用ではない「その他の住宅」の空き家数は 2013 (平成 25) 年から 1,700 戸減少しており、これまでの空き家対策には一定の効果がみられます。しかし、老朽・破損している空き家の割合は全体の約2割となっており、周辺の住環境に悪影響を及ぼす前に対策を実施する必要があります。



課題 **6**

住宅分野における DX の推進



改定された全国・静岡県の住生活基本計画では、新技術を活用した住宅分野における DX の推進に関する内容が追加されており、本市においても取組を進める必要があります。

■DXの活用イメージ

資料: まちづくりのデジタル・トランスフォーメーション実現ビジョン (国土交通省)

課題 **7**

「新たな日常」に対応した新しい住まい方の実現

コロナ禍を契機として、人々の住まい方・働き方に 変化が生じており、多様化した居住ニーズに対応する ため、テレワークに対応した住宅の整備や拠点居住等 の住まい方を実現するための取組を進める必要があ ります。

> ■静岡らしい自然豊かでゆとりある職住―体の住まい 「プラス*O* (オー) の住まい」

資料:静岡県



課題 **8**

地域特性を活かした「静岡市らしい」住まい方の実現



20 代後半から 30 代前半は転出超過ですが、30 代後半から 40 代前半、60 代前半は転入超過となっており、U ターン・ I ターン・J ターンを検討する世帯に対して移住・定住を誘発する取組を進める必要があります。

本市では、集約連携型都市構造のまちづくりが進められており、市街地周辺の住環境の向上を図ることに加え、中山間地域においても一定の居住環境を維持する取組が必要となります。

資料:静岡市移住支援パンフレット

☆ 全ての人が安心して暮らせる住宅セーフティネット機能の強化

人口減少の進行下においても良好な居住環境を維持する取組が必要となります。また、高齢化も同様に進行している他、生活保護世帯及び要介護認定者数も増加傾向にあり、高齢者に配慮した居住環境の形成や住宅セーフティネット機能の強化が求められます。

資料:静岡市富士見団地



第 2 章

計画の理念と基本目標

第1章で整理した課題を踏まえて、本市が目指す住まいの 姿を示します。

住まいの環境向上のためには、行政、事業者、そして市民 の皆さんと前向きに課題に取り組む必要があります。

そこで、皆さんに取り組んでほしいことも、「期待される 役割」として整理しています。

章2章 計画の理念と基本目標

1 基本理念

住むなら **静岡!**

豊かさを創り合う住生活の実現

住まいは、市民が人生の大半を過ごす日常生活の基盤であるとともに、住環境やまちを構成する重要な要素であり、家族と暮らし、人々と交流する地域のコミュニティ形成の場でもあります。

住生活基本計画は、このような住まいの「価値」を踏まえ、市民の皆さん一人ひとりや住宅関連事業者、行政の役割分担を明確にしつつ、各主体が積極的に連携することで、豊かな住生活を形成することを目的としています。

住生活基本法では、「現在及び将来における国民の住生活の基盤となる良質な住宅の供給」「良好な居住環境の形成」「居住のために住宅を購入する者等の利益の擁護及び増進」「居住の安定の確保」を理念に掲げています。

住生活基本法の理念を踏まえ、本計画では「豊かさを創り合う住生活の実現」を基本理念としました。

コロナ禍を契機としたテレワークの普及等による住まい方・働き方の変化、気候変動による自然 災害の頻発・激甚化等の影響により、住まいに対する価値観やニーズが大きく変容する中、市民の皆 さんと事業者、行政との協働のもとに、持続可能で豊かな住生活の実現を目指します。



2

本計画を推進するためには、市民の皆さんや住宅関連事業者と連携し、居住支援やまちづくり、住宅市場の形成に取り組むことが必要です。

●各主体に期待する役割

【市民】の皆さんには、

各主体に期待する役割

- ・住宅の居住者や所有者は、住宅の改善や維持管理を行い、良質な住宅ストックを 将来に継承すること
- ・災害に備えた安全な住まいづくり、環境に配慮した住まいづくりを行うこと
- ・空き家の所有者は、賃貸としての積極的な活用や売却、解体の検討を行うこと、 空き家を所有し続ける場合は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適切 な管理を行うこと
- ・地域社会を支える良好なコミュニティ形成の担い手として、自治会・町内会の 活動へ積極的に参加・協力すること

が期待されます。



【市民活動団体】の皆さんには、

- ・地域のまちづくり活動を推進すること
- ・生活の向上に向けた支援や情報提供を行うこと が期待されます。

【住宅関連事業者】の皆さんには、

- ・住宅市場における住宅供給・流通の担い手として、市民の豊かな 住まいづくりに貢献すること
- ・既存住宅の流通の活性化に向けて、専門性や技術力を活かし、既存住宅や空き家を活用するリフォーム、インスペクションの普及や、情報発信や技術の向上を行うこと
- ・施工業者は、住宅の品質を確保すること
- ・脱炭素社会の実現に向けて、環境に配慮した住宅ストックの形成を促進すること
- ・マンション管理士は、専門知識や技術を活用し、マンションの適切な管理運営に関する支援を行うこと
- ・住宅確保要配慮者の住まいの確保に関しては、情報提供や相談の できる体制を構築し、居住支援を行うこと

が期待されます。



静岡市は、



- ・住宅政策についてのビジョンや計画を定め、魅力ある住まいとま ちづくりの実現に向けて、地域特性を踏まえたきめ細かな施策展 開を進めます。
- ・まちづくり、福祉、環境、産業等といった庁内の関係課との連携により、「住宅市場の環境整備」や「市民や事業者が行う住まいづくりへの支援」「住宅確保要配慮者への住宅供給」等、総合的な観点から効率的で適正な施策を実施するとともに、市民や自治会・町内会、住宅関連事業者等の活動やネットワークづくりを支援します。
- ・広域的な視点に基づく施策推進に際し、国や静岡県、周辺市町といった関係機関との連携を強化します。

3

基本理念を踏まえ、4つの基本目標と16の施策の方向を設定し、施策を展開します。

基本理念

豊かさを創り合う住生活の実現



| | 横断的な取組 | | | | |
|--|--------|-------|-----|--|--|
| 基本目標 【住宅ストック】の視点 1 安全かつ脱炭素社会に向けた良質な住宅 | ストック | フへの更新 | | | |
| ▶課題1:頻発・激甚化する自然災害に対応した住宅ストックの形成▶課題2:脱炭素社会の実現に資する環境に配慮した住宅ストックの▶課題3:良質な住宅ストックの形成と既存ストックの循環利用▶課題4:老朽化した管理不全マンション対策の推進 | | | | | |
| 1 災害に強い住宅ストックの形成 | DX | 防災·減災 | 脱炭素 | | |
| 2 環境に配慮した住宅ストックの形成 | DX | 防災·減災 | 脱炭素 | | |
| 3 健康に配慮した長く使える住宅ストックの形成 | DX | 防災·減災 | 脱炭素 | | |
| 4 マンションの適正な維持・管理 | DX | 防災·減災 | 脱炭素 | | |

基本目標 2 多様な需要と供給がマッチする住宅循環システムの構築 ▶課題3:良質な住宅ストックの形成と既存ストックの循環利用 ▶課題5:空き家の状況に応じた適切な維持管理の推進 ▶課題6:住宅分野における DX の推進 1 既存住宅の流通促進と住宅リフォームの促進 DX 防災・減災 脱炭素

| 1 成仔仕七の流通促進と仕七リフォームの促進 | DX | 的火•减火 | 脱灰系 |
|----------------------------|----|-------|-----|
| 2 空き家の適切な管理と利活用の推進 | DX | 防災·減災 | 脱炭素 |
| 3 住まいに関する市内外への情報提供と相談体制の充実 | DX | 防災·減災 | 脱炭素 |
| | | | |

基本目標 【住環境】の視点 静岡市らしい、地域特性を活かした、安全で魅力ある住まいづくり ▶課題2:脱炭素社会の実現に資する環境に配慮した住宅ストックの形成 ▶課題7:「新たな日常」に対応した新しい住まい方の実現 ▶課題8:地域特性を活かした「静岡市らしい」住まい方の実現 1 住宅地の魅力の維持・向上 DX 防災·減災 脱炭素 2 災害に強い住環境の整備 DX 防災·減災 脱炭素 3 市街地における人口の定着と中山間地域の活用 DX 防災·減災 脱炭素 4 地域特性を活かした多様な住まい方の提案 防災·減災 DX 脱炭素 5 オクシズ材(静岡市産材)の活用促進 防災·減災 DX 脱炭素

| 基本目標【住宅セーフティネット機能】の視点4誰もが安心して暮らせる住生活の実現 | | | | | | | |
|---|-------------------------------|----|-------|-----|--|--|--|
| ▶課題9:全ての人が安心して暮らせる住宅セーフティネット機能の強化 | | | | | | | |
| 1 子育て | 1 子育て世帯の居住の安定の確保 DX 防災・減災 脱炭素 | | | | | | |
| 2 高齢者世帯や障がい者の居住の安定の確保 DX 防災・減災 脱炭素 | | | | | | | |
| 3 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保 DX 防災・減災 脱炭素 | | | | | | | |
| 4 大規模 | 災害からの復旧時における住まいの確保 | DX | 防災·減災 | 脱炭素 | | | |

章

章

4 横断的な取組

社会情勢の変化、深刻化する気候変動に伴い、特に注目度の高まっている3つの課題があります。 これらの課題には、住宅分野におけるあらゆる取組において対応していく必要があることから、 「横断的な取組」に位置付け、施策を展開していきます。

新しい住まい方への対応・DX の推進



DX

・働き方改革やコロナ禍を契機として、人々の働き方・住まい方に変化が生じています。DX 等を活用し、多様化する居住ニーズに対応するための取組を多面的に展開します。

【主な取組】

| 基本目標1 | ・電力スマートメーターの導入検討 |
|-------|---|
| 基本目標2 | ・お試し住宅を通じた移住支援の実施 |
| 基本目標3 | ・インターネット等を通じたハザードマップの積極的な情報提供 ・移住支援センターやホームページ等におけるシティプロモーションの展開 ・市内でのテレワーク体験による移住・定住へつなげる事業の実施 |

頻発・激甚化する自然災害への対応



防災・減災

・頻発・激甚化する自然災害への対応が求められています。住宅の耐震性能の向上といった住宅 単体の取組だけでなく、災害に強いまちづくりの推進や復旧時における住まいの確保等の取組 を多面的に展開します。

【主な取組】

| 基本目標1 | ・わが家の専門家診断等の取組を通じた、住宅の耐震性強化・家具の固定や感震ブレーカーの普及を通じた、防災力強化に資する住宅設備の整備・マンションを含めた住宅の耐震化の推進 |
|-------|--|
| 基本目標2 | ・管理不全空き家の発生の未然防止 |
| 基本目標3 | ・市街地再開発事業等を通じた災害に強い住宅地の整備 ・災害危険性の低いエリアへの居住の誘導 |
| 基本目標4 | ・市営住宅の適正な維持管理・被災宅地危険度判定の実施体制の整備等の取組を通じた、大規模災害からの 復旧時における住まいの確保 |

脱炭素社会の実現



脱炭素

・地球環境問題の改善に向けた取組が世界的に進められています。脱炭素社会の実現に向けて、 住宅の環境性能の向上や緑化推進、木材の活用等の取組を多面的に展開します。

【主な取組】

| 基本目標1 | ・省エネルギー住宅の普及促進等の取組を通じた、環境に配慮した住宅ストックの形成 ・長期優良住宅等の取組を通じた、長期間にわたって活用できる住宅ストックの形成 | | | |
|-------------------------------------|---|--|--|--|
| 基本目標2 | ・住宅リフォーム補助事業等の周知 ・空き家等の既存ストックの活用 | | | |
| ・みどり条例による緑化推進 ・オクシズ材(静岡市産材)の活用促進 | | | | |
| 基本目標4 | ・市営住宅の長寿命化・脱炭素化 | | | |

Column

「横断的な取組」に関する静岡市の住まいづくりの紹介

新しい住まい方への対応・DX の推進

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い「新しい生活様式」が提唱された結果、社会経済の DX の 進展も伴い、「テレワーク」や「キャッシュレスサービスによる電子決済」等のデジタル技術を活用した「住まい方」が急速に普及しました。

本市の DX 化の進展に向けた方針や近年の取組についてご紹介します。

静岡市デジタル化推進プラン(令和4年2月策定)

今後のデジタル化施策の大きな方針や方向性を定めるため、本計画を策定しました。

「誰もがデジタル化による豊かさを享受できる地域社会の実現」を目指す姿に掲げ、「行政のデジタル化」「地域のデジタル化」の2つを施策の柱に設定しています。また、この2つの柱の共通施策として「デジタル人材に係る確保や育成」を位置付け、施策を展開しています。

【住まいに関連する施策】3D都市モデル構築事業、人流データまちづくり活用検討事業 等

都市計画区域の3D都市モデルデータの作成

国土交通省がまちづくりの DX として進める「Project PLATEAU (プラトー)」は、3D 都市モデルを整備しオープンデータとして公開することで、誰もが自由に都市のデータを引き出し、活用できるようになることを目指しています。3D 都市モデルは、2次元の地図に3次元情報を組み合わせ、都市空間そのものをサイバー空間上に再現したものです。

現在、全国 56 都市の3D 都市モデルが作成され でいます。本市においてもデータ作成を進めており、 今後さらにまちづくりの DX を進めていきます。



資料:静岡市作成資料 ※国土地理院写真を重ねて表示

頻発・激甚化する自然災害への対応

近年は自然災害が頻発・激甚化しており、災害に強いまちづくりを進めるとともに、都市の強靱 化が求められています。

本市では、災害の危険性が高い区域から、危険性の低い区域へ移転するための補助制度を整備しており、その取組について紹介します。

静岡市がけ地近接危険住宅移転事業補助金

がけ地の崩壊等(土石流及び地すべり等を含む)により、市民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域において、危険な住宅を除却し、安全な場所に移転する市民に対して、費用の一部を補助する制度です。この制度は、国、静岡県の交付金、補助金を受けて実施しています。

補助金の額を右表に示しますが、詳しくは市のホ ームページをご確認ください。

| 補助対象 | 補助対象経費 | 補助限度額 |
|-------------------|------------------|---------|
| 危険住宅の除却 | 危険住宅の 除却費 | 97.5 万円 |
| 移転先の土地の 購入 | 金融機関から の融資を受け | 206 万円 |
| 移転先の敷地の 造成 | た場合の利息 返済(年利率 | 60.8 万円 |
| 移転先の住宅の 建築又は購入 | 8.5%を限度と する。) | 465 万円 |

脱炭素社会の実現

世界的に気候変動問題が深刻化し地球温暖化への対応が喫緊の課題となる中、我が国では、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」「脱炭素社会」の実現を目指し、各分野で取組を実施しています。住宅分野においては、家庭での二酸化炭素排出量の削減やエネルギー消費の効率化等に向けた取組が求められています。

本市では、省エネ性能の高い戸建て住宅の建築・購入・改修に係る費用の一部助成や市産材を使用した木造住宅の助成制度等を実施しており、取組についてご紹介します。

静岡市版 ZEH(省エネ住宅)の建築・購入・改修に係る費用の一部助成

建築物のエネルギー消費性能を表示する第三者 認証制度において、ゼロエネ相当もしくは「ZEH」 と表示された戸建住宅のうち、市内に主たる事務所 (本社、本店等)を有する工務店等が建築、又は改 修する場合に費用を一部助成します。

「ZEH」とは、断熱性能の高い建物と省エネ機器により消費するエネルギーを抑え、太陽光等でエネルギーを創り、家で使う年間の「一次エネルギー」の収支をゼロにする家を指します。

「一次エネルギー」とは、石油、石炭、天然ガス、 化石燃料や太陽光等の自然から得られるエネルギーのことで、ZEHの場合は太陽光です。太陽光から 創り出すエネルギーの量を家で使うエネルギーの 量以上にすることをいいます。

本市は「2050 年温室効果ガス排出実質ゼロ」を 宣言しており、市域内の二酸化炭素削減のため、 ZEH の建築費用を助成しています。



資料:静岡市版 ZEH(省エネ住宅)の建築・購入・ 改修に係る費用の一部助成パンフレット

オクシズ材(静岡市産材)の活用促進

静岡の森を育てるため、市内の 10 団体から構成される「オクシズ材活用協議会」において、市内の森林から生産される木造製品(オクシズ材)を活用した事業が行われています。二酸化炭素排出量を削減するためには、二酸化炭素を吸収する森林を育むことが重要となります。市内の森林で育った地域材を使用し、伐採した森林に植樹する「森林のリサイクル」を進める必要があります。

また、木材を県外や海外から輸入すると、輸送エネルギーがたくさん必要となり二酸化炭素が多く放出されます。遠くから木材を運ぶのではなく、地域の木材を使うことは、森林資源の健全な循環を促すとともに、二酸化炭素吸収量を高め、地球温暖化の防止や脱炭素社会の実現につながることになります。





■静岡市材を活用した事例 静岡市役所 静岡庁舎

コミュニティー&ダイニングスペース茶木魚

写真:静岡市

世界共通目標を踏まえた対応(SDGs)

SDGs (持続可能な開発目標)とは、国際社会が抱える経済・環境・社会の各分野の課題を解決し、2030 (令和12) 年までに達成すべき 17 の国際目標 (ゴール) です。

2015 (平成 27) 年9月の国連サミットにて全会一致で採択され、本市においても SDGs 推進に関する基本的な考え方や必要な事項を定めた『静岡市 SDGs 実施指針~持続可能なまちづくりのために~』を 2019 (平成 31) 年3月に策定し、また、健康長寿のまちづくり等の5大構想に SDGs の複合的視点を反映する等して各種取組を進め、2018 (平成 30) 年6月に日本政府から「SDGs 未来都市」に選定されました。さらに、世界に向けて情報発信を行う都市として、国連の「SDGs ハブ都市」にアジアで初めて選定されており、今後も日本・世界の SDGs 先進都市として取組を積極的に進めていきます。

本計画は、市民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な方針を定めており、「目標 11 住み続けられるまちづくりを」に直結する内容となっています。住宅のセーフティネット機能の強化や住宅における省エネルギー化、再生エネルギーの導入、脱炭素社会の実現等他の目標にもつながる取組を実施し、SDGs の達成を推進します。



世界を変えるための17の目標



資料:国際連合広報センターホームページ

章

●本計画に関連が深い目標



目標 11: 住み続けられるまちづくりを

- ▶基本理念のもと、市民の皆さん一人ひとりが豊かさを実感できる、持続可能で豊かな住生活の実現を目指します。
- ▶本計画の目的に直結するこの目標を推進しながら、各基本目標や横断的な取組において、下記の目標も推進し、持続可能なまちづくりを推進します。



目標3:すべての人に健康と福祉を

▶基本目標2、基本目標4:住まいに関する情報提供体制の充実や住宅セーフティネット機能を適正に維持し、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを推進します。



目標7:エネルギーをみんなに そしてクリーンに

▶横断的な視点「脱炭素社会の実現」:住宅の省エネルギー化や長寿命化、既存住宅 の流通促進等、各基本目標を横断して取組を推進します。



目標9:産業と技術革新の基盤をつくろう

▶横断的な視点「DX の推進」:住宅分野に関する新技術の活用や DX を通じた技術革新の基盤を整え、多様化する居住ニーズに対応するための取組を推進します。



目標12:つくる責任 つかう責任

▶横断的な視点「脱炭素社会の実現」:住宅の省エネルギー化や長寿命化、既存住宅の流通促進等、各基本目標を横断して取組を推進します。



目標 13: 気候変動に具体的な対策を

▶横断的な視点「脱炭素社会の実現」:住宅の省エネルギー化や長寿命化、既存住宅の流通促進等、各基本目標を横断して取組を推進します。



目標 15: 陸の豊かさも守ろう

▶基本目標3:中山間地域への移住促進やオクシズ材の活用促進を通じ、本市の豊かな森林資源の保全・活用を推進します。



目標 16: 平和と公正をすべての人に



▶基本理念のもと、年齢や性別、職業等によらず、誰もが豊かさを実感できる住生活の実現を目指します。

第 3 章 施策展開

基本理念に設定した「豊かさを創り合う住生活の実現」を 達成するために、

【住宅ストック】 【既存住宅ストックの活用】 【住環境】 【住宅セーフティネット機能】

の4つの視点から基本目標を設定し、施策を展開します。

基本目標 1 [住宅ストック]の視点 安全かつ脱炭素社会に向けた良質な住宅ストックへの更新

近年では地震の他にも大雨や強風による自然災害が発生しています。頻発・激甚化する災害に対応するためには建物を強くしなければなりません。また、住宅の分野においても災害発生の要因となる気候変動の対策、脱炭素社会の実現に向けた取組の実施が求められています。脱炭素に配慮して住宅の断熱性を高くしたり、省エネルギー設備を設置したりすることは、良質な住宅ストックの形成に繋がります。

そこで、基本目標1では住宅ストックの視点から「安全かつ脱炭素社会に向けた良質な住宅ストックへの更新」を目指します。











●めざす住まいの姿



基本目標1に関する施策の方向を4つ設定します。

災害に強い住宅ストックの形成 施策の方向 1

横断的な取組

防災·減災 脱炭素

1981 (昭和 56) 年5月 31 日以前に、旧耐震基準で建築された住宅の耐震化や、高齢者等の住 まいの家具の固定を進め、地震に強い住まいを増やしていきます。

また、強い地震を感知するとブレーカーが落ちて地震発生時または地震による停電復旧時の電気 火災を予防する感震ブレーカーの設置や、住宅への雨水貯留槽の設置を助成して、災害の発生を予 防し、また、被災しても素早い復旧ができる住宅を増やしていきます。

環境に配慮した住宅ストックの形成 施策の方向 2

横断的な取組

DX 防災·減災 脱炭素

ZEH や低炭素建築物等の省エネルギー性能が高い住宅の普及を進めていきます。

また、木造住宅の普及を進めます。木材は炭素貯蔵効果が高く、鉄等と比べて製造や加工に要する エネルギーが少ない材料です。さらに、市産材を使用することで運搬時の二酸化炭素の排出量を抑 制できます。

施策の方向3 健康に配慮した長く使える住宅ストックの形成

横断的な取組

防災·減災 脱炭素

アスベストに関する相談対応や情報提供の充実、建築物のバリアフリー化といった健康に配慮し た住宅の普及を進めていきます。また、住宅の長寿命化を促進し、長期間にわたって使用できる住宅 ストックを形成します。

マンションの適正な維持・管理 施策の方向4

横断的な取組

DX 防災·減災 脱炭素

今後も建設から相当の期間が経過したマンションの増加が見込まれます。静岡市においても重要 な居住形態であるマンションの適正な維持管理を進めるため、『静岡市マンション管理適正化推進計 画』に基づき、管理組合の活動支援や啓発を行います。

成果指標

基本目標1に関する成果指標を5つ設定します。

| ①耐震性を有しない住宅ストックの割合 ⇒『静岡市耐震改修促進計画』に基づき設定 | 8.5 % (R4) | • | 5%未満 (R13) | |
|--|--|---|---|-----|
| ②民生・家庭部門の二酸化炭素排出量 ⇒『静岡市地球温暖化対策実行計画』に基づき設定 | 771,082.8 t-CO ₂ (R1) | • | 292,000.0 t-CO ₂ (R12) | CO2 |
| ③長期優良住宅の累計ストック数 ⇒新築・増改築の住宅において長期優良住宅の認定を受けた累計戸数を算出して設定 | 12,961 戸 (R4) | • | 25,000 戸 (R13) | R |
| ④住宅のバリアフリー化率⇒住宅・土地統計調査において一定のバリアフリー化を 実施した割合を算出して設定 | 45.0 % (H30) | • | 50 % (R13) | |
| ⑤マンション管理計画認定制度の認定件数 ⇒『静岡市マンション管理適正化推進計画』に基づき設定 | 0 棟 (R4) | • | 10 棟 (R8) | |

3

基本目標1を達成するため、4つの施策の方向に基づき取組を実施します。

| 施策の方向 1 災害に強い住宅ス | | ※宝に没いたマフ | トックの形式 | | 横断的な取組 | | |
|------------------|---------------|---------------|--|---|------------------------|--------------|--|
| ħ | 地東のカロ 【 | 火音に強い性七人 | (トックの形成 | DX | 防災·減災 | 脱炭素 | |
| C | 〕住宅の耐震性 | 生能の確保 | | | | | |
| | わが家の専 | 門家診断 | 1001 年(昭和 54 年) 5 日 21 5 | コル盐 | に独なされ | 七十半六 | |
| | 住宅・建築 策定事業 | 物耐震診断補強計画 | 宅に対し、専門家による診断を無料 | 1981 年(昭和 56 年)5月 31 日以前に建築された木造住 宅に対し、専門家による診断を無料で行い、計画・補強の事業 | | | |
| | 木造住宅耐 | 震補強事業 | に要する経費の一部を助成します。 | | | | |
| | 家具等固定 | 推進事業 | 高齢者のみ又は重い障がいを持った方等の住まいを対象 具等の固定費用に対する経費を助成します。 | | | | |
| C | ②防災力強化 | こ資する住宅設備の整備 | 莆 | | | | |
| | 家具等固定推進事業(再掲) | | 高齢者のみ又は重い障がいを持った 具等の固定費用に対する経費を助成 | | | 対象に家 | |
| 住宅用火災 適切な維持 | | 報知器の設置、 管理 | 住宅用火災報知器の設置や定期的なページ等で行います。また、消防職に対する訪問指導や取付け支援を行住宅用火災警報器設置等の普及啓発発見することで、逃げ遅れを無くす |)員によ います 発によ | tる、高齢者 す。 り、火災発生 | 世帯等 主を早期 | |
| | 感震ブレーカーの普及 | | 住宅への感震ブレーカーの設置を助 地震による停電復旧時の電気火災を | | | 寺または | |
| | 雨水貯留浸 | 透施設の普及 | 住宅等の敷地へ雨水浸透ますや貯留 一部を助成し、雨水流出抑制による の有効活用による水循環の保全を図 として雑用水が活用できます。(対 | る浸水 図りま | 被害の軽減が | 及び雨水 断水対策 | |

| 横断的な取締 | | | | | | 紿 |
|------------|-----------------|-----------|--|-----|----------------|---------|
| 旅 | 施策の方向2 環境に配慮した住 | | 宅ストックの形成 | DX | 防災・減災 | 脱炭素 |
| <u>(1</u> | 住宅の脱炭素 | という推進 | | | PJ 50. 119450. | אלאונוו |
| | | 一住宅の普及促進 | 住宅への再生可能エネルギーや省コのほか、これらの設備や蓄エネルキ装置(HEMS)を備えたZEH等のきうと共に、補助制度も実施します。 | ドー設 | 備・エネル= | ギー計測 |
| | 低炭素建築 | 物新築等計画の認定 | 低炭素のための措置が講じられた資 築物新築等計画の認定を行い、建築 進を図ります。 | | | |
| | グリーン電 | 力の地産地消事業 | 家庭用太陽光発電を市内消費型 PP 導入し、余剰電力を市域内で消費す グリーン電力の地産地消を推進しま | けるこ | | |
| | 電力スマー | トメーターの設置 | 電力スマートメーターの通信網を活電気の三者共同自動検針に関する事 討を行います。 | | | |
| ②木造住宅の普及促進 | | | | | | |
| | 静岡地域材 | 活用促進事業 | 市産材を活用する住宅等への建築主供し、市産材の活用を促進し、木造す。また、リーフレットやホームペさせます。 | 住宅0 |)普及促進を | 図りま |

| 施策の方向 3 | | | こ配慮した長く使える住宅ストックの形成 | | 組 | |
|---------|----------------|-----------------------|--|------------------------|-------------|--|
| 1 | 地東の方向 3 | 健康に配慮した長く使んる性七人トップの形成 | | DX 防災·減災 | 脱炭素 | |
| Ć | 〕健康に配慮し | Jた住宅ストックの形E | 戉 | | | |
| | アスベスト 相談対応・ | | 市民からのアスベストに関する相談 スト除去に関する相談に対応します | | かアスベ | |
| | | リアフリー化、 ルデザイン化の推進 | 静岡市ユニバーサルデザイン基本計画に基づきユニバーサルデザインのまちづくりを推進するほか、出前講座を実施し、 市民への啓発を行います。 | | | |
| | 省エネルギ (ZEH) | 一住宅の普及促進 (再掲) | 断熱性の向上の内容を含み、ヒートな ZEH 等の省エネルギー住宅の普 | | | |
| C | 全住宅の長寿命 | 冷化の促進 | | | | |
| | 長期優良住 制度の普及 | 宅建築等計画認定 促進 | 長期にわたり良好な状態で使用する 策、耐震性、維持管理・更新の容易性、省エネルギー性の性能等を有す 良質な住宅ストックの普及を促進し | 性、可変性、バリス する優良な住宅を記 | アフリー | |
| | 既存住宅に認定制度の | 係る長期優良住宅 普及促進 | 既存住宅に対して長期優良住宅を認 クの普及を促進します。 | 記定し、良質な住 ⁹ | 宅ストッ | |

| | | | | | 横断的な取 | 公 日 |
|---|----------------|-----------------------|---|------|-------------|------------|
| 旅 | 施策の方向4マンションの適正 | | な維持・管理 | DX | 防災・減災 | 脱炭素 |
| 1 | マンションの | D維持・管理の適正化の | | | 10000 00000 | 13 37 47 1 |
| | | ンョン管理適正化 る施策・事業の推進 | 『静岡市マンション管理適正化推進 マンションの適正な維持・管理を推 | | | 市内の |
| | マンション | 管理実態調査の実施 | マンション管理適正化を推進するめ、マンション管理実態調査を実施(名 | します | | |
| | マンション | 管理セミナーの開催 | 静岡県、静岡市、マンション管理士 を開催します。 | 上会がこ | 3者合同でt | 2ミナー |
| | マンションる啓発及び | 管理の適正化に関す 知識の普及 | 『静岡市マンション管理適正化計画ムページ等通した周知や、マンショ 別相談会やマンション管理士の派遣 | ョン管理 | 理セミナーの | の他、個 |
| | 建築物耐震 | 補強事業 | 1981 (昭和 56)年5月 31 日以前 中であった住宅以外の建築物(マン 強工事を実施する所有者に対して助 ちづくりを促進します。 | ノション | ンを含む)の | の耐震補 |
| | マンション | 管理計画認定制度 | 管理組合へのダイレクトメールによ ン管理計画の認定を受けたマンショ 開することにより、マンション管理 の増加を促進します。 | ョン名を | をホームペ- | -ジで公 |
| 2 | マンション管 | 管理組合の活動支援 | | | | |
| | マンション | 管理組合間の情報 催 | マンション管理組合間の情報交換会 | き開催 | 崖します。 | |

基本目標 2 【既存住宅ストックの活用】の視点 多様な需要と供給がマッチする住宅循環システムの構築

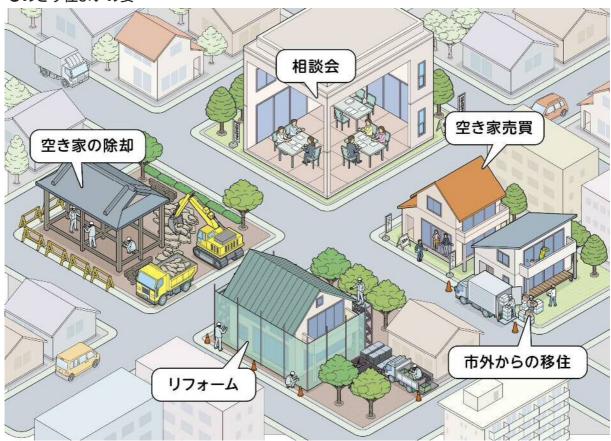
人々の住まい方は、IT 技術の急速な発展やコロナ禍も伴い、多様化しています。

また、近年では住宅ストックが充足する一方で、戸建て住宅とマンションの双方で、空き家が増加 し住環境への影響が問題視されています。

既存住宅ストックの質を向上し、有効活用することで空き家対策とし、また、需要と供給がマッチングする環境を整え、ライフスタイルに応じた住まい方ができるように、「多様な需要と供給がマッチする住宅循環システムの構築」を目指します。



●めざす住まいの姿



基本目標2に関する施策の方向を3つ設定します。

既存住宅の流通促進と住宅リフォームの促進 施策の方向 1

横断的な取組

防災·減災 脱炭素

住宅金融支援機構と連携し、既存住宅・既存マンションの流通を促進します。

また、住宅リフォームに関する補助事業の周知や相談窓口・情報提供体制の充実により、住宅リフ ォームを促進します。

空き家の適切な管理と利活用の推進 施策の方向 2

横断的な取組

DX 防災·減災 脱炭素

空き家バンクや定期借家制度等により活用可能な空き家の流通促進を図ります。

また、『静岡市空家等対策計画』に基づき、管理不全となっている空き家について所有者へ指導を 行うだけでなく、居住者がいる段階から意識の啓発を行う等、管理不全の空き家の発生を未然に防 止する対策も行っていきます。

住まいに関する市内外への情報提供と 施策の方向<u>3</u> 相談体制の充実

横断的な取組

DX 防災·減災 脱炭素

住まいに関する情報提供体制の整備・充実に向けて、高齢者福祉施設に関する情報提供を行うとと もに、障がい者相談支援事業や次世代育成支援対策推進事業等と連携して取組を実施します。

成果指標

基本目標2に関する成果指標を4つ設定します。

| ⑥リフォーム実施率 ⇒住宅・土地統計調査においてリフォーム工事を行った 割合を算出して設定 | 27.0 % (H30) | • | 40 % (R13) | ** |
|---|-----------------------|---|----------------------------------|-----|
| ⑦既存住宅の流通割合⇒住宅・土地統計調査において持ち家の流通量に対する、 持ち家として取得した既存住宅の割合を算出して設定 | 31.4 % (H30) | • | 38 % (R13) | |
| ⑧その他空き家(賃貸・売却用等以外)の数⇒『静岡市空家等対策計画』に基づき設定 | 13,600 戸 (H30) | • | 17,500 戸 に抑える (R13) | 空艺家 |
| ⑨住宅に対する総合的な満足度⇒住生活総合調査の静岡市を抽出したデータおいて 住宅に対する総合的な満足度で「満足」「まあ満足」 | 78.6% (H30) | • | 80 % (R13) | *** |

基本目標2を達成するため、3つの施策の方向に基づき取組を実施します。

| +/- | 策の方向 1 | 町方介字の法温 り | ** 進と住宅リフォームの促進 | | 横断的な取組 | | | |
|-----|---------------------------|------------------|--|----|--------|-----|--|--|
| 加 | 東の方向 | 成行工七V/加进队 | 足と任七リフォームの促進 | DX | 防災·減災 | 脱炭素 | | |
| 1 | ①既存住宅・既存マンションの流通促進 | | | | | | | |
| | 住宅金融支 | 援機構との連携 | 住宅金融支援機構と協定を締結し、「フラット 35」の活用により、子育て世帯による既存住宅取得支援を行います。 | | | | | |
| 2 | 住宅リフォ- | -ムの促進 | | | | | | |
| | リフォーム | 補助事業等の周知 | ホームページによる紹介やパンフレット、県が発行する「静岡県住まいづくり支援ガイド」等の窓口への配架により、住宅リフォームに関して市が実施している支援について周知します。 | | | | | |
| 3 | 住まいに関す | する相談窓口・情報提供 | 共体制の充実 | | | | | |
| | 住まいに関する相談窓口・ 情報提供体制の充実 | | 住まいの取得やリフォームに関する相談窓口や情報提供体 を構築することにより、リフォームや住宅の流通の促進を ります。 | | | | | |

| _{施策の方向} 2 空き家の適切 | な管理と利活用の推進 | | 横断的な取 | 和 | | |
|--------------------------------|---|--|--------|------|--|--|
| ルネの方向と 主ご家V/週97な旨注こ刊石内V/JEE | | DX | 防災·減災 | 脱炭素 | | |
| ①活用可能な空き家の流通促進 | | | | | | |
| 空き家情報バンク活用事業 | 市街化区域内に所在する空き家を 定住の促進と地域の活性化を図り | | 用すること | により、 | | |
| 全国版・静岡県版空き家バの活用 | 空き家情報を広く提供することで マッチング機会を増大させ、更な 移住支援センターとの連携による を行います。 | る有効 | 活用を図りる | ます。 | | |
| 中山間地域移住促進事業 | 「中山間地域空き家情報バンク」 | 中山間地域に所在する住宅で、賃借等により居住できる物件を 「中山間地域空き家情報バンク」に登録し、情報提供します。 中山間地域空き家情報バンクを活用して移住する方には、住 宅の改修費等を補助します。 | | | | |
| 定期借家制度の普及促進 | 賃貸借契約の期間満了時に契約を もので、持ち家の賃貸化や空き家 の多様な賃貸住宅の供給促進を図 | 等のス | トックの有 | | | |
| 住宅金融支援機構との連携 (再掲) | より、空き家情報バンク登録物件 | 住宅金融支援機構と協定を締結し、「フラット 35」の活用により、空き家情報バンク登録物件を購入した子育て世帯に対するリフォーム費の補助を行います。 | | | | |
| ②管理不全な空き家等への対応 | | | | | | |
| 管理不全な空家等の所有者: の指導・法に基づく措置の実 | * 「有者等に対して除知や修繕等の措 | | | | | |
| 未然防止を図るための啓発 <i>の</i> 実施 | を啓発するための出前講座の開催 | 空き家相談窓口の案内・周知や、将来の空き家所有者の意識を啓発するための出前講座の開催等により、居住中の段階から管理不全の空き家とならないような取組を実施します。 | | | | |
| ③既存住宅を活用した住み続け | られる住まいの普及促進 | | | | | |
| 家賃債務保証制度の普及促進 | 高齢者世帯、障がい者世帯、子育で 賃貸住宅に入居する際の家賃債務 役割を担うことで賃貸住宅への入 | 等を保 | 証し、連帯値 | | | |

| 施策の方向3 住まいに関する市 | | 住まいに関する市 | 内外への情報提供と | | 横断的な取 | 組 | |
|--|--------|---------------------|---|------|--------|------|--|
| 施 | 策の万回う | 相談体制の充実 | | DX | 防災・減災 | 脱炭素 | |
| 1 | 住まいに関す | ける総合的な情報提供 | 本制の充実 | | | | |
| | | する相談窓口・ 制の充実(再掲) | 住まいの取得やリフォームに関す 制を構築することにより、リフォー 図ります。 | | | | |
| | お試し移住を | 体験の実施 | 市営住宅の空室・有料老人ホームの空室や中山間地域の空き家を活用し、様々なニーズに合わせた移住体験を行い、市内への移住を支援します。 | | | | |
| 2 | 住宅確保要酉 | 2慮者等に対する情報 | - 是供体制の整備 | | | | |
| 高齢者福祉施設に関する 情報提供 高齢者福祉施設の利用について、静岡市健康長寿・誰も 躍のまち専用 WEB サイト「まるけあネット」に掲載し 閲覧できない場合は施設一覧表の郵送を行います。 | | | | | | | |
| 障がいのある人が障がいの種別に関わらず、自立したE 障がい者相談支援事業 活、社会生活を営むことが出来るよう、必要な情報及び の提供、支援を行います。 | | | | | | | |
| | 次世代育成 | 支援対策推進事業 | 子育て情報を掲載したホームペーシ てハンドブックを発行します。 | ブを運, | 用、しずおカ | かし子育 | |
| ③中山間地域の魅力を発信する情報の充実 | | | | | | | |
| | 中山間地域 | 移住促進事業 | 中山間地域の住宅で、賃借等により 間地域空き家情報バンク」に登録し | | | | |

静岡市の新築・リフォーム・賃貸に関する居住支援について

本市で実施している居住支援については、静岡市ホームページにまと めています。

また、静岡県が編さんする「静岡県住まいづくり支援ガイド」で県内 の家の新築やリフォームに利用できる、公的な支援制度を確認すること ができます。

ご活用の際は、ホームページや各担当課に問い合わせて、最新情報を 確認してください。



参考:静岡県住まいづくり支援ガイド

▶静岡県ホームページ「住まいづくり支援ガイド」

回線論回【URL】

https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/kenchiku/garden/1002520/1015930. html

▶▶静岡市ホームページ「静岡市の新築・リフォーム・賃貸に関する居住支援について」 回读语画 [URL]https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_005122.html



基本目標 3 【住環境】の視点 静岡市らしい、地域特性を活かした、安全で魅力ある住まいづくり

静岡市はほとんど雪が降らない、温暖な気候です。また、行政機関や商業施設が集まる「コンパクトな」中心市街地や、三保松原をはじめとする歴史的・文化的景観がある地域、そして豊かな自然に恵まれた中山間地域等、個性豊かな地域が数多くあります。

この地域の多様性に磨きをかけ、魅力を高めること、また、狭い道路を広くしたり、ハザードマップの活用により、住環境の安全性を向上させることが、市民の居住環境満足度の向上と移住・定住人口の増加に繋がることを期待し、「静岡市らしい、地域特性を活かした、安全で魅力ある住まいづくり」を目指します。



●めざす住まいの姿(上:市街地の姿、下:中山間地域の姿)





章

施策の方向

基本目標3に関する施策の方向を5つ設定します。

住宅地の魅力の維持・向上 施策の方向

横断的な取組

DX 防災·減災 脱炭素

公園や緑地の整備、静岡市景観計画に基づく景観形成を推進することにより、今住んでいる市民 の皆さんの住宅地の満足度向上を目指します。また、交通ネットワークの整備を推進し、住みやすい まちづくりを進めます。

施策の方向2 災害に強い住環境の整備

横断的な取組

DX 防災·減災 脱炭素

自然災害が発生した時でも安心して暮らすためには、住宅を強くするだけではなく、周りの環境 を整備していく必要があります。生活圏を守るために、狭い道の拡幅事業や浸水対策を推進すると ともに、地域の皆さんが協力して防災活動できるように支援を行います。

市街地における人口の定着と中山間地域の活用 施策の方向3

横断的な取組

DX 防災·減災 脱炭素

地域特性を活かしたまちづくりを進め、多様な住まい方を目指します。

市街地整備等により、市民の暮らしの環境を向上させるとともに、市街地・中山間地の双方でお試 し住宅の実施や移住に係る補助を行い、県外からの移住・定住者の増加を目指します。

地域特性を活かした多様な住まい方の提案 施策の方向4

横断的な取組

DX 防災·減災 脱炭素

個性豊かな地域の魅力を満喫でき、便利に暮らし続けていけるように、コンパクトで持続可能な まちづくりを進めます。

また、地域ごとに多様な特色を持つ静岡市において、自分らしく生活できる環境整備を推進します。

施策の方向 5 オクシズ材(静岡市産材)の活用促進

横断的な取組

DX 防災·減災 脱炭素

豊かな自然環境で育まれたオクシズ材の活用を促進し、静岡市らしい住宅の普及を進めます。ま た、市産材の活用を促進、それに伴う林業担い手の育成を図り、静岡市の森林を保全していきます。

成果指標

基本目標3に関する成果指標を4つ設定します。

| 全本口(ボンIC) スタの水水(山) ボビー ク政に O 6 | ^9 o | | | |
|--|------------------------|---|-------------------------|-------------|
| ⑩住宅及び居住環境に対する総合的な満足度⇒住生活総合調査の静岡市を抽出したデータおいて 住宅及び居住環境に対する総合的な満足度で「満足」 「まあ満足」と回答した割合を算出して設定 | 77.9 % (H30) | • | 80 % (R13) | *** |
| ① 「狭あい道路の拡幅整備事業」の実績 ⇒ 「狭あい道路の拡幅整備事業」の累計距離を算出して 設定 | 36.5km (R4) | • | 44.5km (R13) | /A \ |
| ②立地適正化計画の居住誘導区域内人口密度 ⇒ 『静岡市立地適正化計画』に基づき設定 | 72 人/ha (R4) | • | 70 人/ha (R17) | |
| ③静岡市産材の活用住宅数 ⇒「静岡ひのき・杉の家推進事業」の実施件数を算出して設定 | 4,253 棟 (R4) | • | 6,753 棟 (R13) | |

3 具体的な取組

基本目標3を達成するため、5つの施策の方向に基づき取組を実施します。

| 施策の方向 1 住宅地の魅力の維 | | (イマ州の無力の数 | 持 。向上 | | 横断的な取組 | | |
|---|----------------|-----------------------|---|----|--------|-------------|--|
| 斺 | 東の万回 | 土七地の流列の補 | 14、161工 | | 防災・減災 | 脱炭素 | |
| 1 | 潤いを感じら | られる住宅地形成の推進 | 進 | | | | |
| | 公園・緑地 | の整備 | 公園・緑地の整備により住環境の緑 | 化を | 推進します。 | | |
| | みどり条例 | による緑化推進 | 敷地面積 1,000 ㎡以上の事業所 5%以上の緑化を促します。 | マン | ション等に敷 | 地面積 | |
| | ゆとりと潤 促進 | いのある住宅の建設 | 自然に恵まれた潤いのある、豊かな 住宅の建設を促進する方策を検討し | | | べできる | |
| 2 | 魅力ある住宅 | 宅地形成の推進 | | | | | |
| | 静岡市景観 景観形成の | 計画に基づく良好な 推進 | 景観形成方針及び景観形成基準を掲げて良好な景観形成の誘導を図り、大規模建築物等については周辺環境に配慮した計画となるように協議を行います。 | | | | |
| | 地区計画(| 案)作成支援事業 | 「静岡市地域まちづくり推進条例」に基づき認定された「まちづくり組織」が検討を進める地区計画(案)の作成支援を行います。 | | | | |
| | | 計画の区域内における 限に関する条例 | 区域内における建築物の敷地、構造 定め、適正な都市機能と健全な都市 | | | | |
| 所有者同士が一定の区域内における建築物の敷地 静岡市建築協定条例 関する基準を定める住民発意による良好な環境のを促進します。 | | | | | | | |
| 3 | 利便性の高い | ハ住宅地形成の推進 | | | | | |
| | 地域公共交 | 通網形成計画の推進 | 地域公共交通網形成計画に基づき、 トワークを構築します。 | 持続 | 可能な公共な | を通ネッ しゅうしゅう | |
| | 第3次静岡 | 市のみちづくり | 道路の新設・改築、適切な維持管理 用環境向上や、安全かつ多様性のあ ます。 | | | | |

| 施策の方向 2 災害に強い住環場 | 造の整備 横断的な取組 DX <mark>防災・減災</mark> 脱炭素 | | | | | |
|-----------------------------|--|--|--|--|--|--|
| ①災害に強い住宅地の整備 | | | | | | |
| 市街地再開発事業 | 都市防災の強化と都市機能の更新及び適正規模への誘導を図るとともに集客性や回遊性を高め、中心市街地の魅力向上を 目指します。 | | | | | |
| 土地区画整理事業 | 土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更をし、公 共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図ります。 | | | | | |
| 優良建築物等整備事業 | 建物の共同建替え等を行い、市街地環境の整備と土地の合理 的利用を促進します。 | | | | | |
| 狭あい道路拡幅整備事業 | 拡幅用地を市に寄付する方に対し、要綱に定める拡幅整備事業を行い、助成金等を交付するとともに委託及び修繕を行います。 | | | | | |
| ブロック塀等耐震化促進事業 | ブロック塀等耐震化促進事業で実施する所有者に対し、費用 の一部を助成し、ブロック塀の耐震化の促進を図ります。 | | | | | |
| 浸水対策の推進 | 『静岡市浸水対策推進プラン』に基づき、河川・下水道の排水施設の増強や、公共公益施設等への貯留・浸透施設の設置を推進し、浸水被害の軽減を図ります。 | | | | | |
| ②災害危険性の低いエリアへの居住 | の誘導 | | | | | |
| がけ地近接危険住宅移転事業 | がけ地の崩壊等(土石流及び地すべり等を含む)により、市民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域において、危険な既存不適格住宅を除却し、安全な場所に移転する市民に対して、費用の一部を補助します。 | | | | | |
| ③地域防災力の向上 | | | | | | |
| ハザードマップの活用による 災害時の安全性の向上 | 居住者の災害時の安全な避難のため、地震や津波、洪水、内水のハザードマップをインターネット等を通じて積極的に情報 提供します。 | | | | | |
| 自主防災組織への活動支援 | 防災倉庫の設置や防災資機材等の購入に係る補助金の交付 や、市政出前講座の実施により自主防災組織の活動支援を行 います。 | | | | | |
| 要配慮者への支援体制づくり | 施設や自宅で生活している要配慮者の避難に関し、情報提供 や避難計画 (避難確保計画・個別避難計画) の作成支援等を行 い、災害時における支援体制づくりを推進します。 | | | | | |

| +4: | _{策の方向} 3 市街地における人 | 口の定着と中山間地域の活用 | | 横断的な取る | 組 | |
|-----|---------------------------------------|--|------------|----------------|------|--|
| | | | DX | 防災·減災 | 脱炭素 | |
| 1 | 市街地の利便性の向上による人口 | | | | | |
| | 市街地再開発事業(再掲) | 都市防災の強化と都市機能の更新及るとともに集客性や回遊性を高め、 目指します。 | | | | |
| | 土地区画整理事業(再掲) | 土地の区画形質の変更及び公共施設 共施設の整備改善及び宅地の利用増 | | | をし、公 | |
| | 優良建築物等整備事業(再掲) | 建物の共同建替え等を行い、市街地 的利用を促進します。 | 環境の | の整備と土均 | 他の合理 | |
| | サービス付き高齢者向け住宅の 供給促進 | 安否確認サービスと生活相談サービ 促進します。 | ゛スが』 | 必須の住宅の | の供給を | |
| | 生涯活躍のまち静岡 (CCRC) の 推進 | 葵おまち地区と駿河共生地区をモデ 齢者を中心に地域の誰もが、健康で 活動への参加等を通じて生涯活躍で み、健康長寿のまちづくりを推進し | アクラ きる野 | ティブな生活 | 舌や社会 | |
| 2 | 県外からの移住・定住促進 | | | | | |
| | 移住支援センターやホームペー ジ等におけるシティプロモーションの展開 | 移住支援センターにおいて、本市に 県外に PR するとともに、シティフ ます。 ホームページや SNS、セミナー等を 進します。 | プロモ | ーションを | 展開し | |
| | 生涯活躍のまち静岡 (CCRC) の 推進(再掲) | 葵おまち地区と駿河共生地区をモデ 齢者を中心に地域の誰もが、健康で 活動への参加等を通じて生涯活躍で み、健康長寿のまちづくりを推進し | アクラ きる野 | ティブな生活 | 舌や社会 | |
| | お試し移住体験の実施(再掲) | 市営住宅の空室・有料老人ホームの空室や中山間地域の空き 家を活用し、様々なニーズに合わせた移住体験を行い、市内 への移住を支援します。 | | | | |
| | 静岡市お試しテレワーク体験 事業 | 市内でテレワーク体験をする方に施 費を助成し、市内への移住を支援し | | 用料・宿泊費 | 貴・交通 | |
| | 静岡市移住・就業補助金 | 東京圏から静岡市に移住して、就業 補助金を支給し、市内への移住・定 | | | ちに対し | |
| 3 | 中山間地域への定住促進 | | | | | |
| | 中山間地域移住促進事業(再掲) | 中山間地域に所在する住宅で、賃借等 「中山間地域空き家情報バンク」に登 中山間地域空き家情報バンクを活用 宅の改修費等を補助します。 | - 登録し | 、情報提供 | します。 | |
| | いきいき森林づくり推進事業 | 林業の担い手を育成するための林業 の啓発活動を行う森林教室を開催し | | 数室、森林 珠 | 環境保全 | |

| 施策の方向 4 地域特性を活かし | | 地域特性を活かし | た多様な住まい方の提案 | DX | 横断的な取 防災・減災 | 組脱炭素 |
|-----------------------|-------------------------------|---------------|---|--|----------------|------------|
| 1 | 地域特性を流 | 舌かした居住の誘導 | | DA | 1930 11-400 | 13/61/2/12 |
| 静岡市都市計画マスタープラン の推進 | | 計画マスタープラン | ごとに、多様なライフスタイルに応 | 集約連携型都市構造の実現に向け設定された、3つのゾーンごとに、多様なライフスタイルに応じた住まい方の提案をし、利便性の高い市街地ゾーンへの居住の誘導を行います。 | | |
| | 静岡市立地 | 適正化計画の推進 | 市街化区域内に「利便性の高い市街域)」を設定し、定住人口を確保し、 よう、生活に必要なサービスの維持 | 住むん | 人が便利に | |
| 2 | 静岡市らしい | \居住空間の形成 | | | | |
| | 静岡市都市 | 景観推進事業 | 建物や看板・まちなみ・外部空間等で市内の良好な景観の所成に貢献しているものを市民から募集し、表彰することで 岡市らしい良い景観の普及啓発を行います。 | | | |
| | 静岡市景観計画に基づく良好な 景観形成の推進(再掲) | | 景観形成方針及び景観形成基準を掲げて良好な景観形成の記 導を図り、大規模建築物等については周辺環境に配慮した記 画となるように協議を行います。 | | | |
| | 静岡市お試 事業(再掲 | しテレワーク体験) | 市内でテレワーク体験をする方にが 費を助成し、市内への移住を支援し | | 用料・宿泊資 | 貴・交通 |

→ この計画を推進することで、静岡市でどのような暮らしができるのか、 第4章で「地域特性を活かした住まい方」を提案しています。(P65~71)

| | -~a++5 | オクシブサナ(鈎四 | 間市産材)の活用促進 | 横断的な取組 | | | | |
|---|--------------------|-------------------|---|--------|---------|-----|--|--|
|)ji | 一様の方向 5 | インン人的(肝臓 | 训生的) 07活用促進 | DX | 防災·減災 | 脱炭素 | | |
| (1 | ①オクシズ材(静岡市産材)の活用促進 | | | | | | | |
| | 静岡地域材 | 活用促進事業 | 市産材を活用する住宅等への建築主へ構造材・内装材を提供 し、市産材の活用促進を図ります。 | | | | | |
| 森林認証材の利用促進 森林認証の取得及び森林認証材の利用を促進 適正な保全及び適切かつ持続可能な森林経営 | | | | | | | | |
| 2 | 林業担い手育 | 育成対策の推進 | | | | | | |
| | 林業担い手 | 育成対策事業 | 産業フェア林業ゾーンにて市民に材 | 業の | PR を行いま | ₹す。 | | |
| (| オクシズ材 | (静岡市産材)を利用 | した市営住宅の整備 | | | | | |
| | 市営住宅の オクシズ材 | 整備・改善改修時の 活用促進 | 市営住宅の整備・改修時にオクシズ材を活用した木質化を促 進します。 | | | | | |

基本目標 4 【住宅セーフティネット機能】の視点 誰もが安心して暮らせる住生活の実現

核家族化が進み、世帯構成が細分化されています。子どもを持つ世帯、高齢者の世帯、障がいを持つ方の世帯等、あらゆる世帯構成で生活する人々、また、災害などにより住まいを失った人々が住まいを確保できる仕組みをつくり、維持していくことが必要です。

住宅セーフティネット機能の視点から「誰もが安心して暮らせる住生活の実現」を目指します。



●めざす住まいの姿



章

施策の方向

基本目標4に関する施策の方向を4つ設定します。

子育て世帯の居住の安定の確保 施策の方向 1

横断的な取組

防災・減災

子育て世帯の居住の安定の確保を図るため、子育て世帯の需要に応じた住まいの供給を、市営住 宅を活用しながら行います。

また、民間と連携した住宅取得に関する支援制度を実施し、子育て世帯の居住を支援します。

高齢者世帯や障がい者の居住の安定の確保

横断的な取組

DX **防災·減災** 脱炭素

高齢者や障がいを持つ方の居住の安定の確保を図るため、需要に応じた住まいの供給を進めます。 また、高齢者が重度な要介護状態となっても自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるまちを 実現するために、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制(地域包括ケアシ ステム) づくりを進め、安心して住み続けられる住まいづくりを進めます。

住宅の確保に特に配慮を要する者の 施策の方向3 居住の安定の確保

横断的な取組

DX 防災·減災 脱炭素

住宅の確保に特に配慮を要する方々の居住の安定を確保するため、市営住宅の配置適正化方針に 基づく市営住宅の適正規模化や長寿命化の実施、また、新たなセーフティネット制度を活用した住 まいの確保を推進します。

また、市営住宅を新築する際は環境に配慮した脱炭素化を進めるとともに、建替えの際は高齢者 や子育て世帯を支援する生活支援施設の併設を検討します。

施策の方向4 大規模災害からの復旧時における住まいの確保

横断的な取組

DX **防災・減災** 脱炭素

自然災害の頻発・激甚化が想定される中では、大規模災害の発災後の復旧支援を適正かつ迅速に 行う必要があります。住まいに関して、大規模地震により被災した建築物の応急危険度判定の実施 体制や、応急仮設住宅の供給体制を整備し、復旧時における迅速な住まいの確保を行います。

成果指標

基本目標4に関する成果指標を3つ設定します。

| ⑭子育て世帯における誘導居住面積水準達成率⇒住宅・土地統計調査における子育て世帯数(18歳未満が含まれる世帯)に対する誘導居住面積水準以上世帯数の割合を算出して設定 | 40.5 % (H30) | • | 50 %以上 (R13) | |
|---|------------------------|---|-------------------------|-----------|
| ⑤高齢者向け住宅の戸数⇒「サービス付き高齢者向け住宅」「高齢者向け優良賃貸住宅」「シルバーハウジング」の合計戸数を算出して設定 | 1,489 戸 (R4) | • | 1,700 戸 (R13) | |
| ⑩ZEH レベルの省エネ基準に適合する 市営住宅の整備戸数 ⇒ZEH の要件を満たす市営住宅の整備戸数を算出して 設定 | 0 戸 (R4) | • | 200 戸以上 (R13) | ZEH - ZHB |

基本目標4を達成するため、4つの施策の方向に基づき取組を実施します。

| 施策の方向 1 子育て世帯の居住 | | 子育て世帯の居住 | の安定の確保 | DX | 横断的な取 防災・減災 | 組 脱炭素 | |
|------------------|--|---------------------|---|-----|----------------|-------|--|
| 1 | ①市営住宅を活用した子育て世帯等の居住支援方策の推進 | | | | | | |
| | 市営住宅の子育て支援入居制度 の継続 | | 子育て世帯を対象として、期限付き及び期限なしの2つの要件での入居募集を行います。 | | | | |
| | 子育て世帯等のニーズにあった 市営住宅の整備 | | 子育て世帯等のニーズにあった住宅の提供を推進します。 | | | | |
| 2 | 民間と連携し | した子育て世帯等の居 値 | 主支援方策の推進 | | | | |
| | 子育て世帯等への住宅に関する 支援 住宅金融支援機構との連携 (再掲) | | 子育て世帯等を対象に住宅や家賃に | 対する | る支援を行い | います。 | |
| | | | 住宅金融支援機構と協定を締結し、「フラット 35」の活用により、子育て世帯に対する既存住宅取得支援を行います。 | | | | |
| 3 | ③子育て関連情報の収集・提供体制の充実 | | | | | | |
| | 子育て世帯への住まいの関連 情報提供 | | 子育て情報を掲載したホームページを運用、しずおかし子育 てハンドブックを発行します。 | | | かし子育 | |
| | 子育て世帯宅地提供事業 | | 不要となった市有地を、小学生以下のお子さんを養育する子 育て世帯へ優先して売却します。 | | | 育する子 | |

| 施 | ** ~ | 古学本生を除り | い老の民庁の史中の歴史 | 横断的な取組 | | | |
|-----------------|---|----------------|---|----------|-------|--|--|
| 施策の方向2 高齢者世帯や障力 | | 高断有世帝(7)悍// | い者の居住の安定の確保 | DX 防災·減 | 災 脱炭素 | | |
| 1 | ①高齢者等の需要に応じた住宅等の供給と住宅セーフティネット機能の強化 | | | | | | |
| | サービス付き高齢者向け住宅の 供給促進(再掲) | | 安否確認サービスと生活相談サービスが必須の住宅の供給を促進します。 | | | | |
| 家賃債務保証制度の普及促進 | | 証制度の普及促進 | 高齢者世帯が賃貸住宅に入居する際の家賃債務等を保証し、 連帯保証人の役割を担うことで、賃貸住宅への入居を支援し ます。 | | | | |
| 2 | 高齢者等が安 | 心して住み続けられる | 6住まいの整備促進 | | | | |
| | 地域リハビ センターの | リテーション推進 舌用 | 高齢者や障がいのある人が、いつまでも自分らしい生活が送れるよう、住環境等に関する相談・助言を行います。 | | | | |
| | 高齢者住宅権 | 相談事業 | 日常生活を営むのに支障がある高齢 | 命者が住み慣れ | た住宅で生 | | |
| | 高齢者・身体障害者住宅改造費 補助事業 障がい福祉サービス事業所等の 指定・指導 | | 活できるよう、住宅の改造に対して、相談を受けたり、補助金 を交付したりします。 | | | | |
| | | | 障がい者の共同生活援助 (グループ ービスの指定や指導を行います。 | ホーム) 等、障 | がい福祉サ | | |
| | 介護保険住宅改修 | | 介護保険制度において自宅での生活環境を整えるための居宅 サービスとして、利用者が現に住んでいる住宅の小規模な改 修に対して助成します。 | | | | |
| | 市営住宅の高齢者向け住戸の 整備 | | 住宅内の段差解消や、緊急通報システム等の設備を備えた市 営住宅を整備します。 | | | | |
| 3 | ③高齢者等の居住に関わる関連情報の収集・提供体制の充実 | | | | | | |
| | 高齢者福祉施設に関する 情報提供(再掲) 障がい者相談支援事業(再掲) | | 高齢者福祉施設の利用について、青躍のまち専用 WEB サイト「まるけ 閲覧できない場合は施設一覧表の郵 | あネット」に掲 | 載します。 | | |
| | | | 障がいのある人が障がいの種別に関 活、社会生活を営むことが出来るよ の提供、支援を行います。 | • | | | |

| ###の士立つ 住宅の確保に | | 住宅の確保に特に | こ配慮を要する者の | | 横断的な取組 | | |
|----------------|---------------------------------------|-------------------------|---|-----|--------------------|------|--|
| 施 | 施策の方向3居住の安定の確保 | | 1 | DX | 防災·減災 | 脱炭素 | |
| 1 | 市営住宅の通 | 直正な維持管理 | | | | | |
| | | 配置適正化方針に ・トマネジメントの推進 | 市営住宅の配置適正化方針に基づき や、長寿命化、事業量の平準化を行 | | | の適正化 | |
| | 公営住宅の 適切な供給 | 需要予測に基づいた 量の維持 | 『静岡県住生活基本計画』における2 しながら、市営住宅の適切な供給量 | | O 17 (17 (17 (17) | 量を考慮 | |
| | 市営住宅の長寿命化・脱炭素化 | | 必要な改修工事等を行い、市営住宅 化を図ります。 新築する際は ZEH レベル、太陽光の を推進します。 | | | | |
| | PPP/PFI : 力の導入 | 手法等による民間活 | 市営住宅の建替時に PPP/PFI 手流を積極的に検討し、効率的な事業の | | | | |
| 2 | ②生活支援施設の併設による住環境の再生の推進 | | | | | | |
| | 市営住宅建替え時の生活支援 施設の併設 | | 市営住宅建替え時に、高齢者や子 ます。 | 育て支 | 援の施設を | ・併設し | |
| 3 | 住宅確保要酉 | 記慮者が入居しやすい体 | 本制の推進 | | | | |
| | 市営住宅の優先入居制度の検討 新たな住宅セーフティネット 制度 | | 住宅困窮度の高い世帯の優先的な <i>入</i> う制度を検討します。 | 居を育 | 前提とした郭 | 募集を行 | |
| | | | 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登 確保要配慮者円滑入居賃貸住宅とし | | | | |
| | 住宅確保要配慮者向け登録住宅 への入居の円滑化 | | 家賃債務保証業者の登録制度や住宅金融支援機構が行う家賃 債務保証を対象とした保険等の制度の普及を促進します。 | | | | |
| | 居住支援協議 | 議会の設立の検討 | 住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅 に、不動産関係団体や居住支援団体 を検討します。 | | | | |

| 施策の方向4 大規模災害からの | | 大規模災害からの | | 横断的な取組 | | | |
|-----------------|---|-------------|--|---------------------|--|--|--|
|)JL | | | 及旧りに0万万の圧のマベル | DX 防災・減災 脱炭素 | | | |
| 1 | ①大規模地震発生時における、被災建築物・宅地の危険度判定の実施体制 | | | | | | |
| | 被災建築物応急危険度判定の 実施体制の整備 被災宅地危険度判定の実施体制 の整備 | | 被災した建築物を専門家が危険度を の実施体制を整備します。 | E判定する応急危険度判定 | | | |
| | | | 被災した宅地を専門家が危険度を¥ 定の実施体制を整備します。 | 川定する被災宅地危険度判 | | | |
| 2 | 災害による信 | 主家等の被害認定調査の | D実施及び、被災世帯へのり災証明の | 発行体制の整備 | | | |
| | 災害による住家等の被害認定 調査の実施 被災世帯へのり災証明書発行 体制の整備 | | 発災後の復旧支援を適正かつ迅速に 認定調査を実施し、り災証明書を遅 | | | | |
| | | | 制を整備します。 り災証明書発行のために行う住家等 被災を防止するために行う被災建築 違いについて周知を行います。 | | | | |
| 3 | ③応急仮設住宅の供給体制の整備 | | | | | | |
| | 応急仮設住 | 宅の供給体制の整備 | 発災後に応急仮設住宅を円滑に供給 ます。 | こ供給するための体制を構築し | | | |
| | 応急仮設住宅の入退去及び維持 管理体制の整備 | | 発災後の応急仮設住宅の入退去及 ます。 | 去及び維持管理体制を整備 L | | | |

4 市営住宅の供給

(1) 市営住宅の供給の考え方

「静岡市市営住宅の配置適正化方針」を踏まえながら、計画期間内での市営住宅の需要量として、 支援が必要な世帯(要支援世帯)数の見通しを推計し、市営住宅の供給目標量(募集累計戸数)を 設定します。

要支援世帯への支援は、市営住宅だけでなく県営住宅とも連携して行うため、『静岡県住生活基本計画』で設定されている公営住宅の供給目標量との整合性を考慮し、2030年度までの供給目標量を設定します。

(2) 要支援世帯数の見直し

●公的支援が必要な世帯(要支援世帯)の推計方法

国土交通省が都道府県に配布している「公営住宅供給目標量設定支援プログラム」を用いて、公営住宅の需要量として、市場において自力では適正な水準の住宅を適正な負担で確保することが困難と見込まれる、公的な支援が必要な要支援世帯数を推計します。

民間賃貸住宅に居住する世帯のうち、公営住宅の入居資格を有する世帯について、年収・居住水準に対する家賃の負担率等から住宅の困窮状況を区分することにより、2030 年度末における要支援世帯数の推計を行います。

●2030 年度末における要支援世帯の推計結果

| (1) 最低居住面積水準未満 かつ 著しい困窮年収未満 | 1,242 世帯 |
|---------------------------------------|----------|
| (2) 最低居住面積水準未満 かつ 著しい困窮年収以上 | 1,511世帯 |
| (3) 最低居住面積水準以上 かつ 著しい困窮年収以上うち高家賃負担率以上 | 1,732 世帯 |
| 合計 | 4,485 世帯 |

(3) 市営住宅の供給目標量(募集累計戸数)

要支援世帯の推計結果から、2030年度までの市内における市営住宅の供給目標量を設定します。 供給目標量は、2021(令和3)年度における県営住宅と市営住宅の管理戸数比率で要支援世帯の推 計値を按分し、市営住宅による支援が必要な世帯数を推計して設定します。

| | 管理戸数 | 管理戸数比率 | 要支援世帯の 按分結果 |
|------|--------|--------|----------------|
| 県営住宅 | 4,293戸 | 38.5% | 1,727 世帯 |
| 市営住宅 | 6,868戸 | 61.5% | 2,758 世帯 |

市営住宅の供給目標量 (2021(R3)~2030(R12)) 2,750 戸

(4) 市営住宅の整備・民間賃貸住宅の活用

市営住宅の需要の見通しやライフサイクルコストを考慮しながら、団地ごと、住棟ごとに事業手法を検討し、集約再編の計画を策定します。『静岡市市営住宅の配置適正化方針』においては、多様化するニーズや供給量を満たしながら総延床面積の 20%を縮減することとしています。公営住宅供給目標量を確保しつつ、地域バランスも考慮して、老朽化した市営住宅を順次、集約再編し、管理戸数の削減をしていきます。

また、新たな住宅セーフティネット制度における登録住宅への改修支援や入居者負担の軽減等、民間賃貸住宅の活用を検討していきます。

第 4 章

地域特性を活かした 住まい方

本市は、都市機能や生活機能が集積する地域、中山間地域 (=オクシズ)等の豊かな自然に恵まれた地域など、個性豊 かな地域が数多く存在しています。

そうした地域特性を活かし、多様なライフスタイルに対応 した住まい方を提案します。

章 4章 地域特性を活かした住まい方

1 気候の特徴

静岡市の年間平均気温は 17.4℃と比較的温暖です。東京都千代田区や愛知県名古屋市と比べて、最低気温と最高気温の差も小さくなっています。また、年間の日照時間が長く、降水日数は少なく、市街地ではほとんど雪が降らないため、1年を通して快適な生活が送れます。

| 気象 | 象台 | 平均気温 【℃】 | 最高気温 【℃】 | 最低気温 【℃】 | 年間日照時間 【時間】 | 降水日数 【日】 | 年間降水量 【mm】 | 降雪日数 【日】 |
|----|----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------------|-------------|
| 東 | 京 | 16.4 | 37.0 | -3.5 | 2,028.9 | 196 | 1,615.5 | 12 |
| 静 | 岡 | 17.4 | 36.7 | -2.6 | 2,239.7 | 190 | 2,697.0 | 0 |
| 名言 | 占屋 | 16.9 | 38.4 | -2.7 | 2,256.3 | 202 | 1,578.0 | 6 |

資料:気象庁ホームページの管区気象台及び地方気象台の数値(2022(令和4)年)

2 関連計画におけるまちづくりの方針

第1章(P19)でも触れましたが、本市では関連計画において「集約連携型都市構造」のまちづくりが進められており、市街化区域内の居住率は9割を超えています。各計画において目指しているまちづくりの方針は下記のとおりです。

(1)静岡市都市計画マスタープラン

将来都市構造として「集約連携型都市構造」を掲げ、「集約化拠点・ゾーンの形成とネットワーク化」と「広域基盤、歴史・自然資源の戦略的活用」の2つに着目して施策が展開されています。 また、「区別構想」において、葵区・駿河区・清水区の3区それぞれが目指すまちづくりの方針が示されています。

●まちづくりの基本理念

人との交流がまちをつくり、人とのつながりがまちを育てる 時代に合ったまちづくり ~ 「成長・拡大」から「成熟・持続可能」へ~

●区別構想

| 「 人と自然 」「 都会と自然 」 が共生したまちづくり 「絆」「 安心・安全 」をキー フードとした住民主体のま うづくり | ・歴史・文化を身近に感じる、自然と共存した魅力あるまちづくりの推進・子どもからお年寄りまで、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進・公共交通が充実し、自転車や徒歩でも暮らしやすい | | |
|---|--|--|--|
| | まちづくりの推進 ・子どもからお年寄りまで、安全で安心して暮らせる | | |
| | コンパクトなまちづくりの推進 | | |
| 也勢、特色を生かした住民主体のまちづくりい力を活用したまちづくり | ・スムーズな交通アクセスによる、活発でにぎわいのある住みやすいまちづくりの推進 ・安心・安全に生活できる、思いやりのあるまちづくりの推進 ・四季の移ろいや多世代の交流を楽しむことのできるまちづくりの推進 | | |
| 域の魅力を活かしたまちづくり 地域と連携したまちづくり | ・海・港を中心とした、活力とにぎわいあふれるまちづくりの推進 ・歴史・自然・スポーツ等の地域資源をつなぐ、公共交通の充実したまちづくりの推進 ・水と緑を活かしつつ、安心・安全に暮らせる防災・減災のまちづくりの推進 | | |
| 世士 | 或の魅力を活かしたまちづ | | |

(2)静岡市立地適正化計画

『静岡市都市計画マスタープラン』で掲げているまちづくりの基本理念や集約連携型都市構造の実現に向け、居住を誘導する区域が2種類設定されています。

●まちづくりの基本理念(『静岡市都市計画マスタープラン』を継承)

人との交流がまちをつくり、人とのつながりがまちを育てる 時代に合ったまちづくり ~ 「成長・拡大」から「成熟・持続可能」へ~

●区域の概要

| 区域 | 区域の概要 | 重点的な取組 | | |
|---------------------|---|--|--|--|
| 利便性の高い 市街地形成区域** | ・定住人口を確保し、住む 人が便利に暮らせるよ う、生活に必要なサービ スの維持を図る区域 | ・地震・津波に強い構造のまちづくり・公共施設の統合・複合化・公共建築物、事業所等の緑化の推進・公共交通幹線軸の運行維持・認定こども園、小規模保育事業等の新設 | | |
| ゆとりある 市街地形成区域 | ・空き地や空き家を有効 的に活用する等して、地 域の良好な環境を守り ながら、ゆとりある生活 を楽しむ区域 | ・自助・共助により防災力を支えるコミュニティ づくり ・工業系用途地域における企業立地の促進 ・地域の実情に応じた地域公共交通網の再編検討 ・優良農地の確保と利用促進 | | |

※都市再生特別措置法に規定する居住誘導区域

(3)第3次静岡市オクシズ地域おこし計画

本市の約8割は豊かな自然が残る中山間地域であり、「オクシズ」の愛称で呼ばれています。オクシズが抱える人口減少や少子高齢化、農林業の低迷等の課題に対し、健全な都市として持続的な発展を図るため、「静岡市オクシズ地域おこし条例」に基づき本計画が策定されています。

『第4次静岡市総合計画』の5大重点政策の1つ「オクシズの森林文化を育てるまちの推進」の 取組の方向性である【雇用と仕事の確保】や【生活利便性の向上】に特に寄与する施策、地域の喫 緊の課題に対応する5つの施策が重点プロジェクトとして設定されています。

●オクシズの将来像

山村と都市が共生・共育し、持続的に発展するまち 静岡

●目指す姿とオクシズ振興の方針

目指す姿 オクシズ振興の方針

『地域資源を守り、活かす 魅力あふれるオクシズ』 ▶ 方針 Ⅰ 保全と活用の両立

・森林や農地等の地域資源の「保全」のための施策と「活用」に向けた施策を両立させていくことで、 地域資源を持続可能なものとしていくとともに、雇用や仕事を確保する

『これからも住み続けられる オクシズ』 ▶ 方針Ⅱ 暮らしの維持・向上

・生活に必要な機能の維持及び確保、インフラ整備等に取り組み、生活利便性を向上させる

『山村と都市が共に盛り上げていくオクシズ』 ▶ 方針Ⅲ 内と外からの活性化

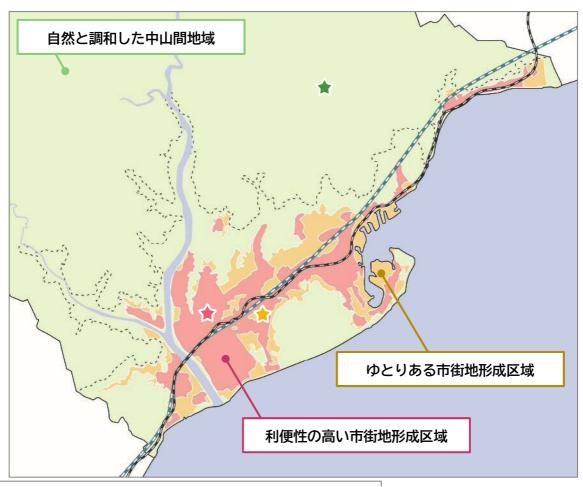
・オクシズの住民を主体とした活性化と都市部の力の活用した活性化に取り組むことで、魅力あふれる、住み続けられるオクシズとしていく

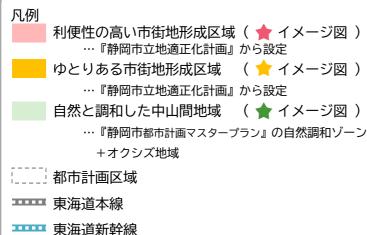
●重点プロジェクト

- 1 泉質の良い温泉など地域資源を活かした交流の活発化
- 2 自家用車なしでも安心して生活できる環境整備
- 3 木材活用の総合的な支援による循環型経済の構築
- 4 総合的な鳥獣被害対策
- 5 移住施策の推進

住まい方の提案

本市では「集約連携型都市構造」の実現に向けたまちづくりが進められており、特に市街化区域内は都市機能や生活機能が集積した利便性が高く、市民の大多数が居住しています。一方で、コロナ禍を契機としてオクシズ等の豊かな自然に恵まれた中山間地域への移住を希望する人も増えてきており、地域特性を活かしながら多様なライフスタイルに対応した住まい方の実現が求められています。そこで、『静岡市立地適正化計画』において居住の誘導を進めている2つのエリアと、『静岡市オクシズ地域おこし計画』において持続的な都市の形成が進められているエリアの合計3エリアを対象として、本計画を推進することで実現できる住まい方を提案します。







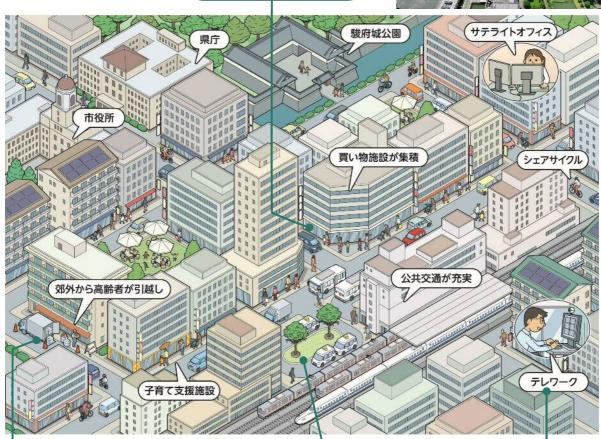
利便性の高い市街地形成区域 での住まい方

鉄道駅周辺には、買い物施設や子育で・福祉、行政施設等の施設が集積し、 公共交通も充実しているため、**車に頼らず徒歩や自転車で移動して暮らす**ことができます。 コワーキングスペースやサテライトオフィスもまちなかのあちらこちらに点在しており、 **多様な働き方や住まい方を選択して暮らすことができる場所**として 郊外や市外から駅に近いマンションに移住する高齢者や子育て世帯も増えていき、 まちなかに**新たなにぎわいや交流**が生まれていきます。

★住まい方のイメージ(例:静岡駅周辺)

駅前は歩いて楽しめる ウォーカブルな空間が 広がっています





高齢者も市街地の集合住宅 なら徒歩圏内で便利で 賑やかな暮らしができます 鉄道やバスが充実しており 徒歩や自転車でも 生活できます サテライトオフィスや ワーキングスペースが増え 場所にとらわれず 仕事ができるように なっています

静岡駅から東京駅・名古屋駅まで約1時間!大都市圏にもアクセスしやすい環境です。

海・山・川が近く、 車で 20 分も走れば 豊かな自然が 満喫できます。

ゆとりある市街地形成区域 での住まい方

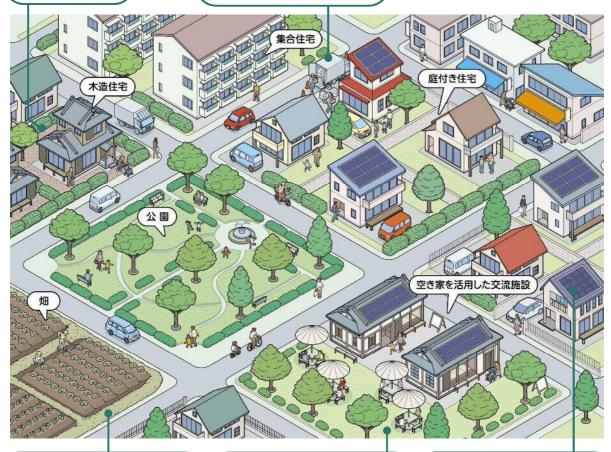
庭付きの戸建て住宅や低層の集合住宅を主体として、住環境と調和のとれた優良農地も確保された、 ゆとりある良好な暮らしを送ることができます。

公園や空き家、空き空間を活用した交流施設において、住民同士の出会いや交流が生まれています。 駐車スペースを確保でき、車を利用した暮らしに適しています。

★住まい方のイメージ

オクシズ材 (静岡市産材)を 使った住宅 静岡市空き家情報バンクを 活用して中古物件を リフォームして引っ越し





住環境と調和をとりながら 農地が確保されています 空き家や空き空間を活用した 地域の交流の場を 増やしていきます 日照時間が長く、 冬も雪がほとんど降らない 気候を活用した太陽光発電

静岡市は 2015(平成 27)年に 「共働き子育てしやすい街 (地方都市編)」第1位 に輝きました! (日経 BP 社、日本経済新聞社調べ)

2022 年 (今和4) 年4月時点、 **5年連続で待機児童ゼロ**を 達成しています。

第

自然と調和した中山間地域 での住まい方

中山間地域(=オクシズ)では、緑豊かな環境の中で、

自然と調和したゆとりある暮らしを送ることができます。

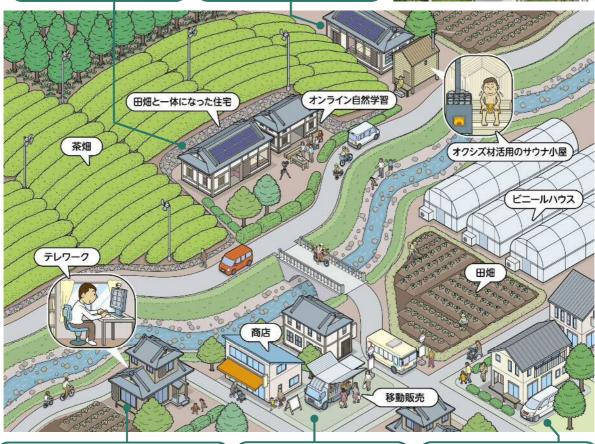
空き家を活用し、スローライフを希望する若年層が移住してきます。

テレワークができる住環境が増え、場所にとらわれない働き方や住まい方を選択することができます。

★住まい方のイメージ

川が近いので、 ハザードマップを 確認して安全な家にする オクシズ材(静岡市産材)を 使用した 公益的施設・商業施設





テレワークができる環境が増えて、 場所にとらわれず仕事ができるよう になっています 移動販売車を活用して 車がなくても地域内で 買い物ができます

中山間地域空き家情報 バンクを活用して移住

棚田や茶畑といった 美しい景観が 今も多く残っています

第 5 章 計画の推進方策

この計画をどのように進めていくか示します。

章5章 計画の推進方策

1 計画の推進方策

本計画の基本理念の実現に向けて、4つの基本目標に即した具体的な取組を確実に実行するため、PDCA サイクルに基づいて計画の進行管理を行います。住宅部局だけでなく、住宅政策に関連するまちづくりや環境、福祉等の関係部局との相互連携による推進体制を図るため、「静岡市住生活基本計画庁内連携推進会議」を設置し、定期的な進捗状況の確認を行います。

●進行管理のイメージ



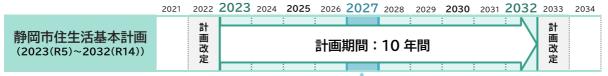
静岡市住生活基本計画庁内連携推進会議

- ・成果指標に設定した事業等の進捗確認
- ・国・県の動向や、統計調査の情報提供

2 計画の見直し時期

本計画の目標年次は 2032 (令和 14) 年で、計画期間 10 年間です。 計画改定から 5 年後の 2027 (令和9) 年に計画の見直しを行います。

●計画の見直し時期



計画改定から5年後の2027(令和9)年を目途に計画の見直しを行います

- ・本市を取り巻く社会情勢の変化、国や県の住宅政策の動向、上位・関連計画の改定状況、 取組の進捗状況、成果指標の達成状況を踏まえ、施策の方向性や成果指標を見直します。
- ・見直しに際しては、有識者などからなる「(仮称) 静岡市住生活基本計画有識者会議」を設置し、有識者会議での審議を踏まえて、施策の改善等、必要な事項の検討を行います。

2022(令和4)年度の計画改定の体制

(1)計画改定の体制

本計画の改定にあたっては、住生活分野の専門家や関係団体、市民委員をメンバーとする「静岡市住生活基本計画及び空家等対策計画改定委員会」から、ご意見をいただきました。なお、住生活基本計画と空家等対策計画は関連性が深い計画であることと、ともに改定の時期を迎えていたことから、合同で委員会を設置しました。

また、庁内においては「静岡市住生活基本計画庁内連携推進会議」を設置し、住宅政策と関連する 各部局担当課と調整を図りました。

市民の皆さんからは、市政アンケートモニター調査やパブリックコメントを実施し、意見を頂きました。

●体制図

《静岡市住生活基本計画及び空家等対策計画改定委員会》

- ■構成員(計10名)
 - ・学識経験者(3名)
 - ⇒都市防災、都市計画、省エネルギー等の 学識者経験者より選定
 - 関係団体の所属者
 - ⇒福祉、不動産、法律、建築、マンション 管理等の関係団体より選定
 - ・市民委員(2名)
 - ⇒公募により選定

《静岡市住生活基本計画庁内連携推進会議》

■庁内連携推進会議

会 長:都市局建築部長

会 員:関係部局の局次長級の職にある 10 名

■幹事会

幹事長: 住宅政策課長

会 員:関係部局の課長級の職にある 22 名

■作業部会

部会長:住宅政策課企画係長

会 員:関係部局から選定された 22 名



(2) 改定スケジュール

| 実施日 | | | 実施内容 | | | |
|------------|-------|--------|---|--|--|--|
| | | 2日(木) | 第1回 静岡市住生活基本計画庁内連携推進会議(課長級・担当者) | | | |
| | 6月 | 16日(木) | 第1回 静岡市住生活基本計画及び空家等対策計画改定委員会 【議題】 ①現行計画の概要と成果指標の進捗について ②全国計画及び県計画の概要と新計画の施策の方向性について ③市政アンケートモニターの実施について | | | |
| | | _ | 市政アンケートモニター調査 (調査期間:7月中) | | | |
| | 7月 | 26日(火) | 第2回 静岡市住生活基本計画庁内連携推進会議(課長級・担当者) | | | |
| 2022 (令和4) | 8月 | 26日(金) | 第2回 静岡市住生活基本計画及び空家等対策計画改定委員会 【議題】 ①静岡市の住生活に関する現況と課題について ②現行計画の評価について ③新計画の体系及び成果指標の設定について | | | |
| 年 | 9月 | _ | _ | | | |
| | 10月 | 26日(水) | 第3回 静岡市住生活基本計画庁内連携推進会議(課長級・担当者) | | | |
| | | 28日(金) | 第1回 静岡市住生活基本計画庁内連携推進会議(局次長級) | | | |
| | 11月 | 18日(金) | 第3回 静岡市住生活基本計画及び空家等対策計画改定委員会【議題】①静岡市住生活基本計画の素案の確認について | | | |
| | 12月 | 13日(火) | 重要政策検討会議 | | | |
| | 12 /3 | _ | パブリックコメント | | | |
| | 1月 | _ | (実施期間:12月23日(金)~1月23日(月)) | | | |
| | 2月 | 6日(月) | 第4回 静岡市住生活基本計画庁内連携推進会議(課長級・担当者) | | | |
| 2 0 2 3 | | 16日(木) | 第2回 静岡市住生活基本計画庁内連携推進会議(局次長級) | | | |
| (令和5) | | 17日(金) | 第4回 静岡市住生活基本計画及び空家等対策計画改定委員会 【議題】 ①静岡市住生活基本計画(案)のパブリックコメントの結果と 最終案の確認について | | | |
| 年 | 3月 | 3日(金) | 経営会議 | | | |
| | | _ | 静岡市住生活基本計画の公表 | | | |

(3)委員名簿

●静岡市住生活基本計画及び空家等対策計画改定委員会 委員名簿

| 氏 名 | 所属名 | | | |
|-------|---------------------------|--|--|--|
| 池田 浩敬 | 学校法人 常葉大学 社会環境学部社会環境学科 教授 | | | |
| 石川 春乃 | 学校法人 静岡理工科大学 理工学部建築学科 准教授 | | | |
| 石田 博美 | 一般社団法人 静岡県マンション管理士会 | | | |
| 大瀧 友輔 | 静岡県弁護士会 | | | |
| 川島 徹也 | 社会福祉法人 静岡市社会福祉協議会 | | | |
| 寒竹 伸一 | 公立大学法人 静岡文化芸術大学 副学長 | | | |
| 須田 彩 | 市民委員 | | | |
| 長嶋 伸幸 | 公益社団法人 全日本不動産協会 静岡県本部 | | | |
| 藤原 元輝 | 市民委員 | | | |
| 柳 敏幸 | 一般財団法人 静岡県建築住宅まちづくりセンター | | | |

※敬称略、五十音順

●静岡市住生活基本計画庁内連携推進会議 委員名簿(2022(令和4)年度時点)

| 部局 | 庁内連携推進会議 (局次長級) | 幹事会 (課長級) | 作業部会 (担当者) | |
|-----------|----------------------|--------------------|---------------|-----------------------|
| 事務局 | 建築部長 | 住宅政策課長 | 住宅政策課企画係長 | |
| 危機管理総室 | 危機管理総室長 | 危機管理総室次長 | 危機管理総室 | 担当者 |
| | | 企画課長 | 企画課 | 担当者 |
| 企画局 | 企画局次長 | アセットマネジメント推進 課長 | アセットマネジメン | ン ・ 大推進課 担当者 |
| | | デジタル化推進課長 | デジタル化推進課 | 担当者 |
| 市民局 | 市民局次長 | 市民自治推進課長 | 市民自治推進課 | 担当者 |
| 環境局 | 環境局次長 | 環境創造課長 | 環境創造課 | 担当者 |
| | 地域包括ケア推進本部長 | 地域包括ケア推進本部次長 | 地域包括ケア推進本部 | |
| | 保健福祉長寿局次長 兼健康福祉部長 | 福祉総務課長 | 福祉総務課 | 担当者 |
| 保健福祉長寿局 | | 障害福祉企画課長 | 障害福祉企画課 | 担当者 |
| | | 高齢者福祉課長 | 高齢者福祉課 | 担当者 |
| | | 介護保険課長 | 介護保険課 | 担当者 |
| 子ども未来局 | 子ども未来局次長 | 子ども未来課長 | 子ども未来課 | 担当者 |
| 経済局 | 経済局次長 | 産業政策課長 | 産業政策課 | 担当者 |
| 雅炉问 | 兼商工部長 | 中山間地振興課長 | 中山間地振興課 | 担当者 |
| | | 都市計画課長 | 都市計画課 | 担当者 |
| | | 交通政策課長 | 交通政策課 | 担当者 |
| 都市局 | 都市局次長 兼都市計画部長 | 市街地整備課長 | 市街地整備課 | 担当者 |
| [마니마] | | 緑地政策課長 | 緑地政策課 | 担当者 |
| | | 建築総務課長 | 建築総務課 | 担当者 |
| | | 建築指導課長 | 建築指導課 | 担当者 |
| 建設局 | 建設局道路部長 | 道路計画課長 | 道路計画課 | 担当者 |
|) 建议问 | 医双间 追陷的攻 | 道路保全課長 | 道路保全課 | 担当者 |

参考資料

用語の説明

本計画の用語の説明を行います。

参考資料

用語の説明

あ行

I ターン

出身地とは別の地方へ移り住むこと。特に都市 部から田舎へ移り住むことを指す。

空き家(情報)バンク

所有者から売買等の希望のあった空き家の物件 情報を地方公共団体のホームページ等で提供する 仕組み。空き家の所有者や住民から広報誌やホームページ等で空き家情報を収集し、管内への移住・ 交流希望者や空き家の利用を希望する人に物件情 報を提供している。

静岡市空き家情報バンクでは、物件の形態や所 在地、不動産関係事務所の連絡先を公開している。

アスベスト(石綿)

耐久性、耐熱性、耐薬品性、電気絶縁性等の特性に非常に優れながら安価であるため、建築材料や家庭用品等の様々な用途に使用されていた鉱物。空中に飛散した繊維を長期間大量に吸入することで肺がんや中皮腫の誘因となることが指摘されている。我が国では、1975(昭和50)年に吹き付けアスベストの使用禁止、2006(平成18)年に石綿を0.1%以上含む製品の出荷原則禁止が法律で規定されている。既存不適格建築物については、建築基準法で増改築時における除却等が義務付けられている。

アセットマネジメント

社会インフラを国民共有の資産(アセット)として位置付け、計画的かつ戦略的に資産価値の維持・向上に資する活動を行う考え方。

本市では、『静岡市アセットマネジメント基本 方針』を2022(令和4)年3月に改定し、計画 的に効率よく公共施設の整備や維持管理を行い、 寿命を延ばしたり、公共施設の利活用促進や統廃 合を進めたりすることで将来負担の軽減を図り、 都市経営上の健全性を維持するアセットマネジメ ントを推進している。

インスペクション

建物状況調査のこと。既存住宅は新築とは違い、経年劣化や維持管理の状況によって物件ごとに品質の差があるため、既存住宅の売買時点の状態を把握する調査を行う。住宅の設計や施工の専門家が、目視等によって非破壊の現況調査を行い、構造の安全性や劣化の有無を把握する。調査の対象は、構造耐力上主要な部分である基礎・壁・柱、雨水の侵入を防ぐ屋根・外壁等で、重要な部分に限られる。

2018 (平成30) 年4月に行われた宅地建物取引業法の改正により、既存(中古)住宅の売買時に建物状況調査の説明が義務化された。

FSC 認証森林制度

Forest Stewardship Council (森林管理協議会)が運営する国際的な森林認証制度。1993 (平成5)年に発足した。森林保全と持続可能な社会への要望の高まりを背景に、10の原則と70の基準により、森林の管理が環境や地域社会に配慮して適切に行われているかどうかを評価・認証している。

認証を受けた製品を選ぶことは、適切な森林管理を行う林業者や地域を支援し、その生産品を原材料として使う企業や事業者を支持することになり、世界全体の森林保全へとつながる。

NPO 法人

Non-Profit Organization(民間非営利団体等)の略称。営利を目的としない民間団体を指す。1998(平成10)12月1日に施行された「特定非営利活動促進法」に基づき、まちづくりの推進等20分野に該当する活動を行い、同法の要件を満たす団体は特定非営利活動法人(NPO法人)として法人格を取得することができる。

SGEC 認証森林制度

Sustainable Green Ecosystem Council (緑の循環会議) の略称。2003 (平成 15) 年に 創設された森林認証制度で、日本の森林の自然的・社会的条件を踏まえ、国内の森林・林業・木材業界、学会、経済界、環境 NPO 等 70 数団体の総意のもと日本独自の森林認証を行う。認証は7つの基準と36の指標が定められている。

か行

カーボンニュートラル

地球温暖化の要因である二酸化炭素の排出量と吸収量の差し引きがゼロの状態を指す。

環境省では、市民、企業、自治体等の社会の構成 員が、自らの活動範囲における温室効果ガス排出 量を認識し削減する努力を行うとともに、削減が 困難な排出量は、他の場所で実現した排出削減・ 吸収量等の購入、もしくは他の場所で排出削減・ 吸収を実施する等により、排出量の全部を埋め合 わせた状態と定義している。

居住誘導区域

都市再生特別措置法に基づいて策定される立地 適正化計画において定められる居住を誘導すべき 区域。

『静岡市立地適正化計画』では、居住誘導区域に該当する「利便性の高い市街地形成区域」と、「ゆとりある市街地形成区域」の2種類を設定している。区域内の定住人口を確保し、生活に必要なサービスの維持を図るため、居住者の利便性向上や交通ネットワークの形成、防災力の向上等に関する取組を進めている。

さ行

CCRC

Continuing Care Retirement Community の略称。高齢者が健康なうちに入居し、継続的なケアを受けながら終身で暮らすことができる生活共同体。1970年代のアメリカで始まった集合住宅の考え方で、医療・介護等のサポートを受けながら終身で暮らすライフスタイルを目指す。

本市は、総合計画の5大構想の1つである「健康長寿のまち」の実現を目指す上で「生涯活躍のまち静岡」構想を掲げ、駿河区役所周辺の「駿河共生地区」と葵区中心市街地の「葵おまち地区」をモデル地区として、各種事業を進めている。

J ターン

もともと地方で生活していた人が進学や就職を 機に地元を離れた後で、地元よりやや栄えている 地方都市に移り住むこと。

都会の利便性を維持しつつ、都会の喧騒から離れた場所に住宅を購入し子育てをする人が増えている。また、転職を機に移住する人も増えている。

自然動態

出生・死亡に伴う人口の動き。 (人口の自然増減=出生児数―死亡者数)

自然減

死亡者数が出生児数より多くなり、人口が減る こと。

社会動態

市における転入・転出に伴う人口の動き。 (人口の社会増減=転入者—転出者+その他増減)

社会減

転出者が転入者より多くなり、人口が減ること。

住生活総合調査

国土交通省が5年ごとに実施する調査。住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上での基礎資料を得ることを目的としている。

住宅ストック

今現在において存在するすべての住宅のこと。

住宅のレジリエンス機能

「レジリエンス」は強靱性や回復性という意味で、防災・減災の機能と、災害後に速やかに復旧できる機能の2種類が求められる。

防災・減災の機能は、地震や台風等の災害が発生しても生命を守れる耐震性能や防火性能に加え、家庭内の事故を防ぐバリアフリー性能等も含まれる。災害後に速やかに復旧できる機能は、災害後にライフラインが断絶しても自立生活が送れるよう、停電時でも使える電源設備や生活用水の備蓄設備等がある。

新型コロナウイルス感染症

2019 (令和元) 年に発生した感染症。世界保健機関による国際正式名称は「COVID-19」。2020 (令和2)年に入ってから世界中で感染が拡大し、パンデミックをもたらしている。

人口動態

一定期間中における人口の変動の状態。出生・ 死亡・結婚・移動等がその要因。

スマートメーター

電気使用量を計測するための通信機器が搭載された電力メーター。電力使用量が30分単位で遠隔計測されるため、時間ごとの使用量を「見える化」することで、節電効果が期待される。

各家庭のアナログ式電力メーターは順次スマートメーターに交換される予定であり、経済産業省は2024(令和6)年度までに国内全体で導入完了を目標としている。

セーフティネット住宅

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅。住宅確保 要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する 法律に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まな い住宅として登録した住宅。

ZEH (ゼッチ)

Net Zero Energy House の略称。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。

た行

脱炭素社会

地球温暖化の要因である二酸化炭素の排出量が 実質ゼロ(=カーボンニュートラル)になる社会 のこと。

地域包括ケアシステム

厚生労働省が 2025 年をめどに構築を目指している、高齢者に対して住まい・医療・介護・予防・生活支援を包括的に提供するための仕組み。

本市では、小圏域における多職種の連携が進んでいることを活かして、小学校区程度の小圏域で、 医療・介護・予防・住まい・生活支援を包括的に確保できる体制づくりに取り組んでいる。

さらに、地域活動が盛んで地域力が強いことや、 元気な高齢者が多いという特性を活かして、元気 な高齢者に地域で活躍する人材として活躍してい ただく機会を提供するなど、地域での支え合い体 制の整備に力を入れている。

た行

長期優良住字認定制度

長期にわたり良好な状態で使用するための措置 がその構造及び設備に講じられた住宅のこと。

県や市町が、一定の規模以上で、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性を備えている他、劣化対策や維持保全計画が講じられているものを、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅として認定する制度。

低炭素住宅

「都市の低炭素化の促進に関する法律(エコまち法)」で定められる、二酸化炭素の排出を抑制する住宅のこと。具体的には、①省エネ基準を超える省エネ性能を持ち、かつ、低炭素化に資する措置を講じていること、②都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針に照らし合わせて適切であること、③資金計画が適切なものであること、の措置が講じられている住宅を指す。

①~③の全てを満たす建築物は、所管の行政庁に認定申請を行うことで低炭素住宅としての認定を受けることが可能。認定を受けると、所得税や登録免許率の引き下げ、容積率の不算入(低炭素化に資する設備について通常の建築物の床面積を超える部分に限る)といったメリットがある。

なお、2022(令和4)年 10 月1日より認定 基準が見直されている。

DID

Densely Inhabited District (人口集中地区)の略称。日本の国勢調査において設定される統計上の地区であり、市区町村の区域内で人口密度が4,000人/km²以上の基本単位区が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区に設定される。

DX(デジタルトランスフォーメーション)

Digital Transformation の略称。2004 (平成 16) にスウェーデンのウメオ大学エリック・ストルターマン教授によって提唱された概念。

『デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン (経済産業省)』では、企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること、と定義される。

『住生活基本計画 (全国計画) 』においても、住宅の設計から建築、維持・管理に至る全段階における DX の推進が期待されている。

テレワーク

「tele = 離れた所」と「work = 働く」を合わせた造語。情報通信技術(ICT = Information and Communication Technology)を活用し、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方を指す。

テレワークは、自宅で行う在宅勤務、移動中や 移動の合間に行うモバイルワーク、サテライトオ フィスやコワーキングスペース等で行うリモート ワーク等がある。

特定空家

①そのまま放置すると倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、②著しく衛生上有害となるおそれのある状態、③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態、のいずれかにあると認められる空き家等を指す。

特定空家に指定されると、固定資産税の優遇措置が受けられなくなったり自治体から行政指導を受けたりする場合がる。

は行

PFI

Private Finance Initiative の略称。民間の 資金、経営能力及び技術的能力を活用して、公共 施設等の設計・建設・維持管理運営等を行う PPP の概念を実現する手法の1つ。事業コストの削減 及び質の高いサービスの提供が目的。

PPP

Public Private Partnership の略称。行政 (Public) が行う公共サービスを、民間 (Private)と連携 (Partnership)して提供する手法を捉えた概念のことで、「官民連携」と称される。民間の持つ多種多様なノウハウ・技術等を活用することにより、行政サービスの向上、業務の効率化、公的資産の有効活用、年間予算の効率的・効果的運用を図ることが目的。

HEMS (ヘムス)

Home Energy Management System の略称。家庭内のエネルギー消費量を可視化できる電力管理システムであり、電力使用料の可視化、節電のための機器制御、ソーラー発電機等の再生可能エネルギーや蓄電池の制御等を行う。

政府は 2030 年 (令和 12 年) までに全世帯への設置を目標として掲げており、ZEH 化の要件としても挙げられている。

章

ま行

マンション管理の方法

①自主管理方式

マンションの管理業務の全てを管理組合が行う方式。住民が自ら管理を行うためマンション管理に対する意識は高まるが、住民にかかる負担が大きくなり、また、法律や設備の保守点検等の専門的な知識を持った住民が必要となる。

②一部委託方式

マンションの管理業務の大部分は管理組合が行い、 専門的な知識や技術が必要な部分や日々の清掃等 の一部業務を管理会社等に委託する方式。

自主管理方式より住民の負担が軽くなり、また、 住民の中に専門的な知識や技術を有する人がいな くても管理が可能になる。

③全部委託方式(一括委託方式)

マンションの管理業務の内容は管理組合が決定し、業務自体は全て管理会社へ委託する方式。

管理業務に対する住民の負担が大幅に軽減できる一方で、管理委託費が多額になることや、マンション管理に対する住民の意識が希薄化するデメリットもある。

④第三者管理方式

管理組合の代表者を、マンションの区分所有者以外の第三者(管理会社やマンション管理士等)に委託し、運営する方式。

居住者の高齢化や賃貸化等の理由で管理組合の 理事の担い手がいない、役員が固定化して一部の住 民の負担が増加している、マンションの管理に対す る意識が希薄化して理事会や総会の出席者がほと んどいない等の問題を抱えるマンションにおける、 新たな管理方法として注目されている。

区分所有者の管理組合運営にかかる負担が大幅に低減されるメリットを得られる一方で、第三者管理者の利益のために組合員が望まない管理組合運営が行われる可能性もある。また、第三者へ委託することについて区分所有者全員の合意を得ることが難しいデメリットもある。

マンション管理計画認定制度

マンション管理組合の管理計画を地方公共団体が認定する制度(2022 年(令和4年)4月開始)。 認定を取得したマンションが得られるメリット

認定を取得したマンションが得られるメリットは、①適正に管理されたマンションであることが市場において評価される、②区分所有者全体の管理への意識が高く保たることで管理水準を維持向上しやすくなる、等が想定され、売却・購入予定者、マンションに継続して居住する区分所有者にとってもメリットが期待される。

民生 (家庭) 部門

最終エネルギー消費のうち、家計が住宅内で消費したエネルギー消費を表現する部門。家庭部門においては、自家用車や公共交通機関の利用等の人・物の移動に利用したエネルギー源の消費は全て運輸部門に計上する。

や行

誘導居住面積水準

世帯人数に応じて、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準。都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建て住宅居住を想定した一般型誘導居住面積水準と、都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定した都市居住型誘導居住面積水準からなる。

リターン

地方出身者が都市部へ移住した後に再び地方へ 移り住むこと。

ユニバーサルデザイン

年齢や性別、国籍、障がいの有無に関わらず、誰もが使いやすいようにデザインされた建物や製品、サービス、環境等のこと。

ら行

LCCM(ライフサイクルカーボンマイナス)

Life Cycle Carbon Minus 住宅の略称。居住時に出る CO_2 排出量の削減だけでなく、資材の採取段階から建設、解体、廃棄に至るまで、住宅のライフサイクル期間に発生する全 CO_2 排出量をマイナスにする住宅のこと。 ZEH 等と同様に快適な居住空間を確保しつつ断熱性能を高め、高性能で高効率なエアコンや給湯システム等を導入して省エネルギー化に取り組み、太陽光発電等の設備によってエネルギーを創出して CO_2 排出の収支を削減する。

静岡市住生活基本計画

<2023(令和5)年3月改定>

静岡市都市局建築部住宅政策課

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

TEL:054-221-1285(直通) FAX:054-221-1135

E-mail:juutaku@city.shizuoka.lg.jp

市ホームページ:https://www.city.shizuoka.lg.jp/412_000015.html